

大蔵委員会議録第三十一号

昭和三十三年四月二十三日(火曜日)

午前十一時三十分開議

出席委員

委員長

理事有馬

理事小山

理事藤枝

理事横越

大平

奥村又十郎君

川崎末五郎君

竹内 俊吉君

福田 越夫君

前田房之助君

石村 英雄君

神田 大作君

竹谷源太郎君

横山 利秋君

出席政府委員

防衛政務次官

防衛庁次長

大蔵政務次官

大蔵事務官(主計局法規課長)

大蔵事務官(主税局長)

大蔵事務官(理財局長)

大蔵事務官(銀行局長)

委員外の出席者

専門員

樺木 文也君

委員有馬輝武君辭任につき、その補

四月二十日

第一類第五号

大蔵委員会議録第三十一号

昭和三十三年四月二十三日

欠として山花秀雄君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十三日

委員大倉三郎君、小西寅松君、杉浦武雄君、西村彰一君及び横路節雄君辭任につき、その補欠として福田越夫君、川崎末五郎君、岡崎英城君、横山利秋君及び中崎敏君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員岡崎英城君、川崎末五郎君及び福田越夫君辭任につき、その補欠として杉浦武雄君、小西寅松君及び大倉三郎君が議長の指名で委員に選任された。

四月二十二日

閣議法の一部を改正する法律案(内閣提出第九八号)(参議院送付)

閣議法の一部を改正する法律案(内閣提出第九八号)(参議院送付)

閣議法の一部を改正する法律案(内閣提出第九八号)(参議院送付)

閣議法の一部を改正する法律案(内閣提出第九八号)(参議院送付)

閣議法の一部を改正する法律案(内閣提出第九八号)(参議院送付)

閣議法の一部を改正する法律案(内閣提出第九八号)(参議院送付)

閣議法の一部を改正する法律案(内閣提出第九八号)(参議院送付)

閣議法の一部を改正する法律案(内閣提出第九八号)(参議院送付)

閣議法の一部を改正する法律案(内閣提出第九八号)(参議院送付)

閣議法の一部を改正する法律案(内閣提出第九八号)(参議院送付)

閣議法の一部を改正する法律案(内閣提出第九八号)(参議院送付)

閣議法の一部を改正する法律案(内閣提出第九八号)(参議院送付)

閣議法の一部を改正する法律案(内閣提出第九八号)(参議院送付)

閣議法の一部を改正する法律案(内閣提出第九八号)(参議院送付)

閣議法の一部を改正する法律案(内閣提出第九八号)(参議院送付)

閣議法の一部を改正する法律案(内閣提出第九八号)(参議院送付)

閣議法の一部を改正する法律案(内閣提出第九八号)(参議院送付)

閣議法の一部を改正する法律案(内閣提出第九八号)(参議院送付)

閣議法の一部を改正する法律案(内閣提出第九八号)(参議院送付)

閣議法の一部を改正する法律案(内閣提出第九八号)(参議院送付)

閣議法の一部を改正する法律案(内閣提出第九八号)(参議院送付)

閣議法の一部を改正する法律案(内閣提出第九八号)(参議院送付)

閣議法の一部を改正する法律案(内閣提出第九八号)(参議院送付)

閣議法の一部を改正する法律案(内閣提出第九八号)(参議院送付)

閣議法の一部を改正する法律案(内閣提出第九八号)(参議院送付)

閣議法の一部を改正する法律案(内閣提出第九八号)(参議院送付)

閣議法の一部を改正する法律案(内閣提出第九八号)(参議院送付)

閣議法の一部を改正する法律案(内閣提出第九八号)(参議院送付)

閣議法の一部を改正する法律案(内閣提出第九八号)(参議院送付)

閣議法の一部を改正する法律案(内閣提出第九八号)(参議院送付)

閣議法の一部を改正する法律案(内閣提出第九八号)(参議院送付)

閣議法の一部を改正する法律案(内閣提出第九八号)(参議院送付)

閣議法の一部を改正する法律案(内閣提出第九八号)(参議院送付)

預金等に係る不当契約の取締に関する法律案(内閣提出第二二五号)

預金保障基金法案(内閣提出第一五〇号)

金融機関の経営保全等のための特別措置に関する法律案(内閣提出第一五一号)

中小企業の資産再評価の特例に関する法律案(内閣提出第七六号)

臨時受託調達特別会計法案(内閣提出第一四七号)

金融に関する件

○山本委員長 これより会議を開きます。

閣議法の一部を改正する法律案及び国の特定の支払金に係る返還金債権の管理の特例等に関する法律案の両法律案を一括議題といたします。

この際お諮りいたします。両法律案につきましても、別段質疑及び討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ること御異議ありませんか。

○山本委員長 御異議ないものと認めます。よつてさうに決しました。

お諮りをいたします。両法律案を原案の通り可決するに御異議ありませんか。

○山本委員長 御異議ないものと認めます。よつてさうに決しました。

○山本委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

○山本委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

○山本委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

○山本委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

○山本委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

○山本委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

○山本委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

○山本委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

○山本委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

○山本委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

○山本委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

○山本委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

○山本委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

○山本委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

○山本委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

○山本委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

○山本委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

○山本委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

○山本委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

○山本委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

○山本委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

○山本委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

○山本委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

○山本委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

○山本委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

○山本委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

○山本委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

報告書の作成、提出手続等につきましても、先例によつて委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

○山本委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

○山本委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

○山本委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

○山本委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

○山本委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

○山本委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

○山本委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

○山本委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

○山本委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

○山本委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

○山本委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

○山本委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

○山本委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

○山本委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

○山本委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

○山本委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

○山本委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

○山本委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

○山本委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

○山本委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

○山本委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

○山本委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

○山本委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

○山本委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

○山本委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

○山本委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

○山本委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

○山本委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

○山本委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

○山本委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

○山本委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

○山本委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

○山本委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

○山本委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

○山本委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

○山本委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

○山本委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

○山本委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

行をいう。外国為替銀行(外国為替銀行法(昭和二十九年法律第六十七号)に規定する外国為替銀行をいう。相互銀行、信用金庫、信用金庫連合会、農林中央金庫及び商工組合中央金庫のうち政令で定めるものをいう。

2 この法律において「法定準備預金額」とは、指定金融機関がこの法律の規定により保有しなければならない日本銀行に対する預け金の最低額をいう。

3 この法律において「準備率」とは、指定金融機関の預金(外貨預金その他の政令で定める預金を除き、貯金及び定期預金を含む。以下同じ)の額に対する当該指定金融機関の法定準備預金額の比率をいう。

4 この法律において「定期性預金」とは、払戻について期限の定めがある預金で政令で定めるもの及び定期預金をいう。

(日本銀行預け金の保有義務)

第三条 指定金融機関は、日本銀行が次条の規定により準備率を定めた場合には、第七条第一項に規定する方法で計算した法定準備預金額以上の金額を、日本銀行に対する預け金として保有しなければならない。

(準備率の設定、変更又は廃止)

第四条 日本銀行は、通貨の調節を図るため必要があると認める場合には、準備率を設定し、変更し、又は廃止することができる。

用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)に規定する長期信用銀

行をいう。)

行をいう。)

行をいう。)

行をいう。)

行をいう。)

行をいう。)

行をいう。)

行をいう。)

行をいう。)

行をいう。)

行をいう。)

行をいう。)

行をいう。)

行をいう。)

行をいう。)

行をいう。)

行をいう。)

行をいう。)

行をいう。)

行をいう。)

行をいう。)

行をいう。)

行をいう。)

行をいう。)

行をいう。)

行をいう。)

行をいう。)

行をいう。)

行をいう。)

行をいう。)

2 前項の準備率は、百分の十をこえることができない。

3 日本銀行は、第一項の規定により準備率を設定し、変更し、又は廃止しようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

5 日本銀行は、前条の規定により準備率を設定し、変更し、又は廃止する場合に、定期性預金及びその他の預金の別又は政令で定める指定金融機関別に設定し、変更し、又は廃止することができる。

(公告)
第六条 第四条の規定による準備率の設定、変更又は廃止は、日本銀行の公告によつて行ふ。

(法定準備預金額等の計算方法)
第七条 指定金融機関の法定準備預金額は、当該指定金融機関のその月中の毎日(当日が休日ときは前日。以下次項において同じ)の終業時の預金の残高にそれぞれその日における準備率を乗じて得た金額の合計額を、その月の日数で除して計算する。この場合において、その月のうちに準備率が定められていない日があるときは、その日については、準備率を零として計算するものとする。

2 指定金融機関の第三条に規定する日本銀行に対する預け金の額は、その月の政令で定める日から起算して一月間の毎日の終業時における当該指定金融機関に係る日本銀行の預り金(政令で定めるものを除く)の残高の合計額を、当該期間の日数で除して計算する。

(預け金の額が不足する場合の措置)
第八条 前条第二項の規定により計算した指定金融機関の日本銀行に対する預け金の額が同条第一項の規定により計算した当該指定金融機関の法定準備預金額に達しない場合には、当該指定金融機関は、その不足額について、当該法定準備預金額の計算の基礎となつた月の日数に應じ、その月の末日における日本銀行の商業手形についての割引歩合に日歩一銭を加えた歩合により計算した金額を、政令で定めるところにより、日本銀行に納付しなければならない。

2 日本銀行は、前項の規定により納付された金額を、政令で定めるところにより、政府に納付しなければならない。

3 第一項の規定により日本銀行に納付された金額又は前項の規定により日本銀行が納付した金額は、日本銀行の法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)による所得の計算上、それぞれ益金又は損金に算入しない。

(報告書の提出)
第九条 指定金融機関は、政令で定めるところにより、その預金又は日本銀行に対する預け金の状況に関する報告書を日本銀行に提出しなければならない。

(政令への委任)
第十条 この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、政令で定める。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 日本銀行法(昭和十七年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第十三条ノ三第六号を次のように改める。

六 準備預金制度に関する法律

第四条ノ規定ニ依ル準備率ノ設定、変更又ハ廃止

3 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第四号中第五十八号を第五十九号とし、第三十八号から第五十七号までを一号ずつ繰り下げ、第三十七号の次に次の一号を加える。

三十八 準備預金制度の運用を監督すること。

第十二条第一項中第十四号を第十五号とし、第十一号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 日本銀行の行方準備率の設定、変更又は廃止を認可すること。

第十五条第二項中「第五十三号及び第五十四号」を「第五十四号及び第五十五号」に改める。

第十六条第二項中「第五十五号から第五十七号」を「第五十六号から第五十八号」に改める。

第二十九条中「第四十一号」を「第四十二号」に改める。

預金等に係る不当契約の取締に関する法律案
預金等に係る不当契約の取締に関する法律
(定義)
第一条 この法律において「金融機

関」とは、銀行、信託会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、中小企業等協同組合(昭和二十四年法律第八十一号)第九

条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会その他預金等の受入及び資金の融通を業とする者をいう。

2 この法律において「預金等」とは、預金、貯金、定期積金、相互銀行法(昭和二十六年法律第九十九号)第二条第一項第一号に規定する掛金及び信託業法(大正十一年法律第六十五号)第九条に規定する契約による金銭信託をいう。

3 この法律において「特別の金銭上の利益」とは、利息、手数料、礼金その他いづれの名義をもつてするかを問はず、預金等をする者が当該預金等に関し次に掲げるもののほかに受ける金銭上の利益をいう。

一 臨時金利調整法(昭和二十二年法律第八十一号)第二条の規定により定められた最高限度の金利による利息(定期積金にあつては、その契約に係る給付金額から払込金の金額の合計額を控除した金額に相当するもの)及び配当

二 相互銀行法第三条の規定による免許を受ける際に認められ、又は同法第九条第三号の規定によりその変更について認可を受けた最高限度の掛金の利廻りによる利益(掛金契約に係る給付金額から掛金の金額の合計額を控

除した金額に相当するものをいう)。

三 増増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第四十三号)第二条第二項に規定する増増金附貯蓄につき受ける増増金

(預金等に係る不当契約の禁止)
第二条 金融機関に預金等をする者は、当該預金等に関し、特別の金銭上の利益を得る目的で、特定の第三者と通じ、当該金融機関を相手方として、当該預金等に係る債権を担保として提供することなく、当該金融機関がその者の指定する特定の第三者に対し資金の融通をし、又は当該第三者のために債務の保証をすべき旨を約してはならない。

2 金融機関に預金等をする者について媒介をする者は、当該預金等に関し、当該預金等をする者に特別の金銭上の利益を得させる目的で、特定の第三者と通じ、又は自己のために、当該金融機関を相手方として、当該預金等に係る債権を担保として提供することなく、当該金融機関がその者の指定する特定の第三者若しくは自己に対し資金の融通をし、又はその者の指定する特定の第三者若しくは自己のために債務の保証をすべき旨を約してはならない。

第三条 金融機関は、預金等をし、又はその媒介をする者で前条第一項又は第二項に規定する目的を有するものを相手方として、当該預金等に係る債権を担保とすることなく、これらの規定に規定する旨を約してはならない。

第三条 金融機関は、預金等をし、又はその媒介をする者で前条第一項又は第二項に規定する目的を有するものを相手方として、当該預金等に係る債権を担保とすることなく、これらの規定に規定する旨を約してはならない。

第三条 金融機関は、預金等をし、又はその媒介をする者で前条第一項又は第二項に規定する目的を有するものを相手方として、当該預金等に係る債権を担保とすることなく、これらの規定に規定する旨を約してはならない。

第三条 金融機関は、預金等をし、又はその媒介をする者で前条第一項又は第二項に規定する目的を有するものを相手方として、当該預金等に係る債権を担保とすることなく、これらの規定に規定する旨を約してはならない。

(罰則)

第四條 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二条の規定に違反した者
二 いずれの名義又は方法をもつてするかを問わず、第二条の規定の禁止を免かれる行為をした者

第五條 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした金融機関の役員又は職員は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 第三条の規定に違反したとき。
二 いずれの名義又は方法をもつてするかを問わず、第三条の規定の禁止を免かれる行為をしたとき。

2 金融機関の役員又は職員は、第三条に規定する旨を約した場合に、その相手方が第二条第一項又は第二項に規定する目的を有することを知らなかつたことを理由として、前項の処罰を免かれることができない。ただし、その知らなかつたことについて過失のないことの証明があつたときは、この限りでない。

3 前項の場合において、同項に規定する目的を有することを知らなかつたことについて過失があるにとどまるときは、情状によりその刑を免除することができる。

第六條 法人（法人でない社団又は財団で代表又は管理人の定のあるものを含む。以下この項において

同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、法人又は人の業務又は財産に關して前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。
2 前項の規定により法人でない社団又は財団を処罰する場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に關する法律の規定を準用する。

附則
この法律は、公布の日から起算して六十日をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

預金保障基金法
預金保障基金法
目次
第一章 總則（第一条―第七条）
第二章 設立（第八条―第十七条）
第三章 加入金融機関（第十八条―第二十一条）
第四章 管理（第二十二条―第二十八条）
第五章 業務（第二十九条―第三十六条）
第六章 會計（第三十七条―第四十四条）
第七章 解散及び清算（第四十五条―第五十条）
第八章 雑則（第五十一条―第五十七条）
第九章 罰則（第五十八条―第六十四条）

附則
（第五十八条―第六十四条）

第一章 總則

（目的）
第一条 この法律は、預金者等の保護を図るため、経営困難に陥つた金融機関に対する再建資金の供給等を業務とする預金保障基金の制度を確立し、もつて信用秩序の維持に資することを目的とする。
（用語の定義）
第二条 この法律において「預金等」とは、次に掲げるものをいう。
一 預金（貯金を含む。）
二 定期積金
三 掛金（相互銀行法（昭和二十六年法律第九十九号）第二条第一項第一号に規定する掛金をいう。以下同じ。）
四 その他前三号に掲げるものに類するもので政令で定めるもの（法人格）
第三条 預金保障基金（以下「基金」という。）は、法人とする。
（基金を設けることができる金融機関等）
第四条 銀行その他の金融機関で政令で定めるものは、この法律に基いて基金を設けることができる。
2 基金は、同一の法律に基いて營業若しくは事業の免許又は設立の認可を受けた金融機関（以下「同一種類の金融機関」という。）別に設けなければならない。
（名称の使用制限）
第五条 基金は、その名称中に預金保障基金という文字を用いなければならない。

2 基金でない者は、その名称中に預金保障基金であることを示すような文字を用いてはならない。

（登記）

第六條 基金は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。
2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。
（民法の準用）
第七條 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四條法人の不法行為能力及び第五十條法人の住所の規定は、基金について準用する。

第二章 設立
（設立）
第八條 基金は、大蔵大臣の認可を受けなければ、設立することができない。
2 大蔵大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、次の各号に掲げる場合に該当せず、かつ、預金者その他の預金等に係る債権者（以下「預金者等」という。）の保護を図るのに十分な適格性を有すると認められるときに限り、設立の認可をすることができる。
一 設立の手續又は定款若しくは業務方法書の内容が法令に違反する場合
二 定款又は業務方法書のうち重要な事項につき、虚偽の記載があり、又はその記載が欠けている場合
三 同一種類の金融機関のうちに当該認可の申請に係る基金に加入しようとするものと加入しようとしのないものとがあるため、

その業務の遂行に支障があると認められる場合

（発起人）
第九條 基金を設立するには、基金に加入しようとする七以上の金融機関が発起人となることを要する。
（定款）
第十條 発起人は、基金の定款を作成し、これに署名しなければならない。
2 前項の定款には、次の事項を記載しなければならない。
一 目的
二 名称
三 事務所の所在地
四 出えん金に關する事項
五 加入及び脱退に關する事項
六 役員の選任方法その他役員に關する事項
七 業務
八 預金等に係る債務の代位弁済の方法に關する事項
九 資産の運用に關する事項
十 會計に關する事項
十一 賦課金に關する事項
十二 定款の変更に關する事項
十三 解散に關する事項
十四 公告の方法
十五 設立当初の理事及び監事の住所及び氏名並びに任期
十六 第一回の出えん金に關する事項
（業務方法書）
第十一條 発起人は、大蔵省令で定めるところにより、業務方法書を作成しなければならない。

三 事務所の所在地
四 出えん金に關する事項
五 加入及び脱退に關する事項
六 役員の選任方法その他役員に關する事項
七 業務
八 預金等に係る債務の代位弁済の方法に關する事項
九 資産の運用に關する事項
十 會計に關する事項
十一 賦課金に關する事項
十二 定款の変更に關する事項
十三 解散に關する事項
十四 公告の方法
十五 設立当初の理事及び監事の住所及び氏名並びに任期
十六 第一回の出えん金に關する事項
（業務方法書）
第十一條 発起人は、大蔵省令で定めるところにより、業務方法書を作成しなければならない。

(設立認可の申請)

第十二条 発起人は、第八条第一項の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添附して、大蔵大臣に提出しなければならない。

- 一 理由書
- 二 定款
- 三 業務方法書
- 四 事業計画書
- 五 加入を申し込んだ金融機関の名称及び加入申込書
- 六 設立当初の理事及び監事の履歴書

(理事への事務引継、設立登記等)

第十三条 発起人は、第八条第一項の認可を受けた日において、その事務を理事に引き継がなければならない。

2 理事は、前項の事務の引継を受けたときは、遅滞なく、基金に加入しようとする金融機関に、定款で定めるところにより、第一回の出えん金の払込をさせなければならない。

3 理事は、基金に加入しようとする金融機関が前項の払込を終つたときは、遅滞なく、設立の登記をしなければならない。

(成立の時期)

第十四条 基金は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

(財産目録及び貸借対照表の作成)

第十五条 理事は、基金の成立後、遅滞なく、財産目録及び貸借対照表を作成して大蔵大臣に提出しなければならない。

(設立の費用)

第十六条 設立に要した費用は、基金の負担とする。

(加入した金融機関の名称等の公告)

第十七条 基金は、その成立後直ちに、加入した金融機関の住所及び名称を公告しなければならない。

第三章 加入金融機関

(出えん金)

第十八条 加入金融機関(基金に加入している金融機関をいう。以下同じ)は、既に払い込まれた出えん金の総額と第三十八条第一項に規定する準備金の額の合計額が定款で定める額に達することとなるまでは、毎営業年度末又は毎事業年度末の預金等(掛金にあつては、相互銀行法第二条第一項第一号の契約で既に当該契約に基づく給付が行われたものに係る掛金を除く)の総額に年一万分の十をこえない範囲内において政令で定める率を乗じて得た額に相当する出えん金を、当該営業年度又は事業年度終了後二月以内に、基金に対して払い込まなければならない。

2 前項の定款で定める額は、政令で定める額を下つてはならない。

3 次条の規定により基金の成立後加入する金融機関及び第二十九条の規定により基金から再建資金の貸付を受け、又は再建資金の借入に係る債務を保証されている加入金融機関については、第一項の出えん金に關し、政令で別段の定をすることができる。

第十九条 金融機関は、同一種類の

金融機関が加入している基金がある場合においては、当該基金に加入することができる。

2 基金は、正当な理由がないのに、前項の規定による金融機関の加入を拒んではならない。

3 基金に加入しようとする金融機関は、加入につき基金の承諾を得た後、定款で定めるところによりその第一回の出えん金の払込をした時に加入金融機関となる。

4 基金は、金融機関が新たに加入したときは、直ちに、その旨を公告しなければならない。

(脱退)

第二十条 加入金融機関は、当該加入金融機関について生じた次の理由によつて基金から脱退する。

一 目的の変更

二 営業又は事業の全部の譲渡

三 解散

四 破産

2 加入金融機関は、基金の承諾を得たときは、基金の事業年度終了の日において脱退することができる。ただし、次に掲げる場合に該当するときは、脱退することができない。

一 政府が基金に資金の貸付をしている場合

二 政府が基金の債務について保証契約を結んでいる場合

三 政府がその保証に係る基金の債務を弁済したことにより取得した求償権を有する場合

四 基金に資金の貸付をしている銀行その他の金融機関が、基金に對し、加入金融機関の脱退について異議を申し出た場合

五 基金と保証契約を結んでいる銀行その他の金融機関が、基金に對し、加入金融機関の脱退について異議を申し出た場合

3 加入金融機関は、前項の規定により脱退しようとするときは、六月前までに基金に予告しなければならない。

4 基金は、前項の規定による予告があつたときは、第二項第四号及び第五号の銀行その他の金融機関に對し、当該加入金融機関の脱退につき異議があれば基金の当該事業年度の終了の日までにこれを申し出るべき旨を、遅滞なく(前項の規定による予告があつた後に新たに基金に對し資金を貸し付け、又は基金と保証契約を結ぶに至つた銀行その他の金融機関に對しては、その貸付を受け、又は保証契約を結ぶ際、催告しなければならない)。

5 第二項第四号又は第五号の銀行その他の金融機関は、当該加入金融機関の脱退により、基金の当該金融機関からの借入に係る債務又は基金が現に当該金融機関と結んでいる保証契約に基づく債務の弁済に支障を及ぼす場合でなければ、これらの規定による異議の申出をしてはならない。

6 基金が第二項の承諾をしようとするときは、あらかじめ、加入金融機関の三分の二以上の同意を得、かつ、大蔵大臣の承認を受けなければならない。

7 前条第四項の規定は、第一項又は第二項の規定により加入金融機関が基金から脱退した場合について準用する。

(出えん金の払戻等)

第二十一条 基金を脱退した金融機関(当該脱退が合併による解散又は営業若しくは事業の全部の譲渡によるものである場合には、合併後存続し、若しくは合併によつて設立された金融機関又は営業若しくは事業の全部を譲り受けた金融機関。以下次項において同じ)は、定款で定めるところにより、当該脱退した金融機関が既に払い込んだ出えん金の全部又は一部の払戻を請求することができる。ただし、第四項の規定の適用がある場合には、この限りでない。

2 基金を脱退した金融機関が基金に對し債務を負つていたときは、その債務が完済されるまで、基金が当該金融機関の債務を保証しているときはその債務につき当該金融機関に代つて弁済しないことが明らかになるまでは、基金は、当該金融機関に對し前項の払戻を停止することができる。

3 第一項の規定による請求権は、脱退の時(前項の規定により払戻を停止されたときは、払戻を請求することができるようになった時)から二年間行わないときは、時効によつて消滅する。

4 加入金融機関が合併による解散又は営業若しくは事業の全部の譲渡により基金から脱退した場合において、合併後存続し、又は営業若しくは事業の全部を譲り受けた金融機関が加入金融機関であるときは、当該脱退した金融機関が既に払い込んだ出えん金は、当該合併後存続し、又は営業若しくは事業の全部

を譲り受けた金融機関が払い込んだものとみなす。

第四章 管理

(役員)

第二十二條 基金に、役員として理事十人以上及び監事二人以内を置く。

2 監事は、理事又は基金の職員と兼ねてはならない。

(役員を選任及び任期)

第二十三條 役員を選任については、加入金融機関の三分の二以上の同意を要する。

2 新たに選任された役員は、その職務を行うことについて、あらかじめ、大蔵大臣の承認を受けなければならない。

3 役員は、二年以内において定款で定める期間とする。ただし、任期の満了により退任する役員は、後任者が就職するまでなおその地位にあるものとする。

(理事と基金との取引及び訴訟)

第二十四條 理事は、監事の承認を受けた場合に限り、自己又は第三者のために基金と取引をすることができない。この場合においては、民法第百八条(自己契約の禁止)の規定は、適用しない。

2 基金と理事との間の訴訟については、監事が基金を代表する。

(定款等の備付及び閲覧)

第二十五條 理事は、定款及び加入金融機関の名簿を事務所に備えて置かなければならない。

2 加入金融機関又は基金若しくは加入金融機関の債権者は、前項の書類の閲覧を求めることができる。この場合においては、理事

は、正当な理由がないのに、これを拒んでならない。

(役員は基金及び第三者に対する責任)

第二十六條 役員がその職務を行うに当つて善良な管理者の注意を怠つたときは、その役員は、基金に對し連帶して損害賠償の責に任ずる。

2 役員がその職務を行うに當つて悪意又は重大な過失があつたときは、その役員は、第三者に對し連帶して損害賠償の責に任ずる。

(評議員)

第二十七條 基金は、定款で定めるところにより、評議員を置くことができる。

2 評議員は、定款で定めるところにより、業務の運営に関する重要事項につき理事の諮問に応ずるものとする。

3 評議員は、加入金融機関を代表する者三十人以上をもつて充てらる。

4 評議員は、役員と兼ねてはならない。

(民法の準用)

第二十八條 民法第五十二條第二項(理事の業務執行)、第五十三條から第五十六條まで(理事の代表権及び仮理事)及び第五十九條第一号から第三号まで(監事の職務)の規定は、基金の役員について準用する。この場合において、民法第五十六條中「裁判所ハ利害關係人又ハ檢察官ノ請求ニ因リ」とあるのは、「大蔵大臣ハ利害關係人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ」と読み替へるものとする。

第五章 業務

(通常業務)

第二十九條 基金は、次に掲げる業務及びこれに附随する業務を行うことができる。

一 経営困難に陥つた加入金融機関に對する再建資金の貸付
二 経営困難に陥つた加入金融機関の再建資金の借入に係る債務の保証
三 加入金融機関からの有価証券の受託
四 加入金融機関からの預り金の受入

2 基金は、前項第一号の貸付又は同項第二号の保証をしようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣の承認を受けなければならない。

3 同一の加入金融機関に對する第一項第一号の貸付及び同項第二号の保証の限度は、政令で定める。

(預金等の代位弁済)

第三十條 基金は、前条第一項各号に掲げる業務を行うほか、加入金融機関(第二十條第一項第三号又は第四号の規定により脱退した金融機関を含む。以下この条から第三十二條まで及び第三十五條において同じ。)が支払を停止した場合において、信用秩序を維持するため当該加入金融機関の預金等に係る債務の弁済をすることが必要であると認められるときは、大蔵大臣の承認を受けて、当該加入金融機関に代り、その預金等に係る債務の弁済をすることができる。

第三十一條 加入金融機関は、支払を停止したときは、直ちに、その旨を基金に通知しなければならない。

2 基金は、支払を停止した加入金融機関の預金等に係る債務の弁済について前条の承認を受けたときは、遅滞なく、当該加入金融機関の住所及び名称、その預金等に係る債務の弁済の期間及び場所その他政令で定める事項を公告するとともに、当該加入金融機関に對し、その預金等に係る債務の弁済をする旨を通知しなければならない。

3 基金は、前項の通知をしたときは、当該加入金融機関に對し、その預金等に係る債務の弁済をするために必要な帳簿、書類その他の物件の提出を求めることができる。

第三十二條 前条第二項の規定により公告した預金等に係る債務の弁済期間内に預金者等の請求があつたときは、基金は、その請求に係る債務(当該弁済期間の末日までに支払義務が発生するものに限る。)の弁済をしなければならない。この場合において、当該加入金融機関がその者に対して債権を有するときは、基金が弁済すべき額は、当該請求に係る債務の額(その額が同一人について二以上ある場合には、その合計額)から当該債権の額を控除した額とする。

2 前項の規定により弁済をすべき額(その額が同一人について二以上ある場合には、その合計額)が政令で定める額をこえるときは、基金は、そのこえる部分については弁済をすることができない。

3 預金等に関し、臨時金利調整法(昭和二十二年法律第八十一号)第二条の規定により定められた最高限度の金利(掛金にあつては、相互銀行法第三条の規定による免許を受ける際に認められ、又は同法第九条第三号の規定によりその変更について認可を受けた最高限度の掛金の利率)による利息(定期積金及び掛金にあつては、利息に相当するものとして政令で定めるもの)及び配当並びに割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第四十三号)第二条第二項に規定する割増金附貯蓄につき受ける割増金のほか金銭上の特別の利益を受けている者は、第一項の請求をすることができない。

4 基金は、第一項の規定により預金等に係る債務の弁済をしたときは、その弁済をした額に應じ、その弁済を受けた預金者等に代位する。

5 民法第五百一条から第五百三条まで(代位の効果等)の規定は、前項の規定による代位について準用する。

(破産の申立)

第三十三條 基金は、第三十一條第二項の公告をした後においては、当該加入金融機関(第二十條第一項第三号の規定により脱退した金融機関を含む。)につき破産の申立をすることができる。

(再建資金の貸付等の限度額)

第三十四條 第二十九條第一項第一号の規定による貸付金の現在額、同項第二号の規定による保証契約

に基く債務の現在額及び第三十条の規定による預金等に係る債務の弁済により取得した求償権の現在の合計額は、第十八条第一項に規定する定款で定める額をこえることとなつてはならない。

(検査結果の利用)

第三十五条 大蔵大臣は、基金の業務の遂行上必要があると認める場合には、基金に対し、加入金融機関について行つた検査の結果を知らせることができる。

(事務の委託)

第三十六条 基金は、大蔵大臣の承認を受けて、その事務を他の者に委託することができる。

第六章 会計

(事業年度)

第三十七条 基金の事業年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。

(準備金)

第三十八条 基金は、毎事業年度の乗余金の全部を準備金として積み立てなければならない。

2 前項の準備金は、基金の損失をふめる場合を除いては、取りくずしてはならない。

(決算関係書類の提出、備付及び閲覧)

第三十九条 基金は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び収支計算書を作成し、当該事業年度経過後二月以内に、定款で定めるところにより加入金融機関の承認を受け、これらの書類を大蔵大臣に提出しなければならない。

2 基金は、前項の書類を事務所に備えて置かなければならない。

3 基金又は加入金融機関の債権者は、第一項の書類の閲覧を求めることができる。この場合においては、基金の理事は、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

(債券の発行又は資金の借入)

第四十条 基金は、大蔵大臣の認可を受けて、政令で定めるところにより、債券を発行し、又は政府若しくは銀行その他の金融機関から資金の借入をすることができる。

2 前項の規定により発行された債券の現在額及び同項の規定による借入金金の現在額の合計額は、第十八条第一項に規定する定款で定める額から既に払い込まれた出えん金の額を控除した額をこえることとなつてはならない。

3 基金は、第一項の規定による認可を受けようとするときは、その認可の申請書に出えん金を財源とした元利金の償還計画を記載した書面を添附しなければならない。

(政府による債券の引受又は資金の貸付)

第四十一条 政府は、基金の発行する債券を引き受け、又は基金に対して資金を貸し付けることができる。

(政府保証)

第四十二条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、政令で定めるところにより、基金の債務のうちその発行する債券に係るもの又は資金の借入に係るものについて保証契約をする

るものについて保証契約をすることができる。

(余裕金等の運用制限)

第四十三条 基金は、次に掲げる方法以外の方法により、その余裕金(第二十九条第一項第四号の規定により受け入れた預り金に係るものを除く)を運用してはならない。

一 国債、地方債又は大蔵大臣の指定する有価証券の買入

二 大蔵大臣の指定する銀行その他の金融機関への預金又は金銭

信託

三 大蔵大臣の指定する銀行その他の金融機関に対する短期貸付

基金は、第二十九条第一項第三号の規定により受託した有価証券を、第四十条第一項の規定による借入金金の担保に供するほか、運用してはならない。

3 基金は、第二十九条第一項第四号の規定により受け入れた預り金に係る余裕金を、大蔵大臣の指定する銀行その他の金融機関への預金以外の方法により運用してはならない。

(賦課金の徴収)

第四十四条 基金は、損失をふめるため第三十八条第二項の規定により準備金を取りくずしてなお不足がある場合には、定款で定めるところにより、加入金融機関から賦課金を徴収するものとする。

第七章 解散及び清算

(解散)

第四十五条 基金は、次の理由によつて解散する。

一 理事の決定

二 破産

三 設立認可の取消

2 前項第一号の決定は、理事の三分の二以上の同意によつて行わなければならない。

3 第一項第一号の決定は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 基金は、定款で、その成立の日から一定の期間を経過した後においては加入金融機関の三分の二以上の請求があつた時に解散する旨を定めることができる。

5 前項の定款の規定による請求は、政府が既に引き受けた基金の債券を所有し、若しくは基金に対し資金の貸付をし、又は基金の債務を保証している間は、行うことができない。

(清算人)

第四十六条 基金が解散したときは、破産による解散の場合を除いては、理事がその清算人となる。

(財産目録及び貸借対照表の作成等)

第四十七条 清算人は、就職の後遅滞なく、基金の財産の状況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作成し、並びに財産処分の方法を定めなければならない。

2 第二十五条の規定は、前項の書類について準用する。

(残余財産の分配)

第四十八条 清算人は、基金の債務を弁済してなお残余財産があるときは、基金の解散の際当該基金に加入していた金融機関に対し、その既に払い込んだ出えん金の額に応じてこれを分配しなければならない。

2 前項の規定により当該基金に加入していた金融機関に分配することのできる額は、その既に払い込んだ出えん金の額を限度とする。

3 前二項の規定による分配の結果なお残余財産がある場合におけるその財産の処分及びこれに係る課税については、別に法律で定める。

(決算報告書の作成及び提出等)

第四十九条 清算事務が完了したときは、清算人は、遅滞なく、決算報告書を作成しなければならない。

2 前項の決算報告書は、大蔵大臣に提出するほか、基金の解散の際当該基金に加入していた金融機関に送付しなければならない。

(民法及び非訟事件手続法の準用)

第五十条 民法第七十三条(清算法人)、第七十五条(裁判所による清算人の選任)、第七十六条(清算人の解任)、第七十七条第二項(届出に關する部分に限る)及び第七十八條から第八十三條まで(清算人の職務権限等)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項(法人の解散及び清算の監督の管轄)、第三十六条(検査人の選任)、第三十七条(二)

(清算人等の報酬)、第三十五条ノ二十五第二項及び第三項(意見の聴取等)、第三百三十六條前段(清算に關する事件の管轄)、第三百三十七條前段(清算人の選任又は解任の裁判)並びに第三百三十八條清算人不適格者)の規定は、基金の解散及び清算について準用する。

この場合において、民法第七十五

条中「前条」とあるのは、「預金保障基金法第四十六条」と読み替へるものとする。

第八章 雑則

(定款又は業務方法書の変更)

第五十一条 定款の変更は、加入金融機関の三分の二以上の同意を得、かつ、大蔵大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

2 業務方法書の変更は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(報告及び検査)

第五十二条 大蔵大臣は、この法律を実施するため必要があると認めるときは、基金に対し報告をさせ、又はその職員に基金の事務所若しくは基金が事務を委託した者の事務所に立ち入り、業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(監督命令等)

第五十三条 大蔵大臣は、前条の規定により報告をさせ、又は検査を行った場合において、基金の業務の健全な運営を確保し、又は預金者等の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その基金に対し、業務又は会計につき監督上必要な命令をすることができる。

第五十四条 大蔵大臣は、基金の業務又は会計が法令若しくはこれに基く大蔵大臣の処分又は定款若しくは業務方法書に違反すると認める場合には、その基金に対しこの法律の目的を達成するため必要な限度において、役員解任若しくは業務の停止を命じ、又は設立の認可を取り消すことができる。

(加入金融機関集会)

第五十五条 基金が第二十条第六項、第二十三条第一項若しくは第五十一条第一項の規定による加入金融機関の同意又は第三十九条第一項の規定による加入金融機関の承認を得ようとするときは、理事は、定款で定めるところにより、加入金融機関集会を招集することができる。これらの規定によるもののほか、定款で加入金融機関の同意又は承認を要する事項を定めた場合において、その同意又は承認を得ようとするときも、同様とする。

2 理事は、前項の加入金融機関集会を招集しようとするときは、その会日の二週間前までにその集会の日時及び場所並びに集会の目的とする事項を加入金融機関に書面で通知しなければならない。

3 加入金融機関は、定款で定めるところにより、代理人をもつて第一項の加入金融機関集会における同意又は承認をすることができる。

(秘密を守る義務)

第五十六条 基金の役員、評議員、清算人又は職員は、その職務上知ることのできた秘密を漏らし、又

は窃用してはならない。これらの者が、その職を退いた後も、同様とする。

(実施規定)

第五十七条 この法律に特別の定があるもののほか、この法律を実施するため必要な手続は、大蔵省令で定める。

第九章 罰則

第五十八条 基金の役員、評議員又は清算人が基金の業務に関し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしないときは、七年以下の懲役に処する。

2 基金の役員、評議員又は清算人であつた者がその在職中に請託を受けて基金の業務上不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつたことに關し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。

3 基金の役員、評議員又は清算人が基金の業務に関し請託を受けて第三者にわいろを供与させ、又はその供与を要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。

4 犯人又は情を知つた第三者の收受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第五十九条 前条第一項から第三項までに規定するわいろを供与し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二十五万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

第六十条 第五十六条の規定に違反してその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は窃用した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第六十一条 第五十二条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項若しくは第五十条において準用する民法第八十二条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした者を三万円以下の罰金に処する。

2 基金の役員、清算人、使用人その他の従業者がその基金の業務に関し前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その基金に対しても同項の刑を科する。

第六十二条 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした基金の役員又は清算人を三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により大蔵大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 この法律の規定により公告をしなければならない場合において、その公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

三 第六十一条の規定に基く政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。

事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

五 第二十二條第二項の規定に違反したとき。

六 第二十五条(第四十七條第二項において準用する場合を含む。)又は第三十九條第二項若しくは第三項の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのにこれらの書類の閲覧を拒んだとき。

七 第三十八條の規定に違反したとき。

八 第四十三條の規定に違反して余剰金又は有価証券を運用したとき。

九 第四十八條第一項又は第二項の規定に違反して残余財産を分配したとき。

十 第五十条において準用する民法第七十九條第一項に規定する期間内に債権者に弁済したとき。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 昭和三十三年において第四十二条の規定により政府が保証契約をすることができる限度額は、五十四億円とする。
- 3 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。
第十九条第七号中「奄美群島復興信用保証協会」の下に、「預金保障基金法」を加える。
- 4 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。
第五条第九号ノ九の次に次の一号を加える。
九ノ十 預金保障基金ノ発スル証書、帳簿
- 5 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。
第三条第一項第十二号中「奄美群島復興信用保証協会」の下に、「預金保障基金」を加える。
- 6 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。
第五条第一項第四号中「奄美群島復興信用保証協会」の下に、「預金保障基金」を加える。
- 7 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。
第七十二条の五第一項第四号中「奄美群島復興信用保証協会」の下に、「預金保障基金」を加える。

8 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。
第十二条第一項第九号中「信用保証協会」の下に、「預金保障基金」を加える。

金融機関の経営保全等のための特別措置に関する法律案
金融機関の経営保全等のための特別措置に関する法律
目次
第一章 総則（第一条—第三条）
第二章 経営管理
第一節 経営管理の開始（第四条—第十一条）
第二節 経営管理人（第十二条—第二十条）
第三節 再建計画（第二十一条—第三十条）
第四節 経営管理の終了（第三十一条—第三十二条）
第五節 監督（第三十三条—第三十五条）
第三章 役員の変更及び合併等
第一節 役員の変更等（第三十六条—第四十条）
第二節 合併等（第四十一条—第四十二条）
第四章 金融機関管理審議会（第四十三条—第四十九条）
第五章 雑則（第五十条—第五十二条）
第六章 罰則（第五十三条—第六十条）
附則
第一章 総則
第一条 この法律は、金融業の公共性にかんがみ、経営が困難に陥り

再建のため特別の措置を要する金融機関について、経営管理その他の経営の保全又は再建のための制度を整備し、もつて預金者等の保護に資することを目的とする。
（金融機関の定義）
第二条 この法律において「金融機関」とは、銀行（銀行法（昭和二年法律第二十一号）第二条の規定による免許を受けた銀行をいう。）、相互銀行及び信用金庫をいう。
（信用金庫についての説書規定）
第三条 この法律において「取締役役」、「取締役会」、「監査役」、「株主」、「株主総会」又は「決議」とあるのは、信用金庫については、それぞれ「理事」、「理事会」、「監事」、「会員」、「総会又は総代会」又は「議決」と読み替へるものとする。

第二章 経営管理
第一節 経営管理の開始
（経営管理人の選任及び経営管理命令）
第四条 大蔵大臣は、次に掲げる場合において、預金者（定期積金契約又は相互銀行法（昭和二十六年法律第九十九号）第二条第一項第一号の契約により給付を受ける者を含む。以下同じ。）の保護を図るため必要があると認めるときは、経営管理人を選任し、当該金融機関に対し、その経営管理を受けるべきことを命ずることができる。
一 取締役会の決議に基づき金融機関から申出があつた場合
二 金融機関の業務又は財産の状況が不良であつて、その再建のために必要な資金の貸付を受け

ており、又は受けようとする場合において、当該資金を貸し付ける者又は当該資金に係る債務を保証する者から申出があつたとき。
三 金融機関の業務又は財産の状況が著しく不良であつて、放置すれば預金者に損害を与えるおそれがある場合
前項の経営管理人は、金融機関、金融業に深い知識と経験を有する個人その他金融機関の経営管理の任に当るのに適当と認められる者のうちから、選任しなければならない。
（諮問）
第五条 大蔵大臣は、前条第一項の規定による命令をする場合には、あらかじめ金融機関管理審議会の意見を聞き、かつ、その意見を尊重しなければならない。
（経営管理人となつた法人のその職務を行ふべき者の届出）
第六条 金融機関その他の法人が経営管理人に選任された場合には、その法人は、取締役、理事その他の役員又は支配人その他の職員のうち経営管理人の職務を行ふべき者を指名し、これを大蔵大臣に届け出なければならぬ。

前項の規定により指名された者は、その経営管理に関し、同項の法人を代表する。
3 第一項の法人は、同項の規定により指名した者がその役員又は職員でなくなつた場合その他その指名した者を変更する必要がある場合においては、すみやかに新たな指名をし、これを大蔵大臣に届け出なければならない。この場合において、この場合において、新たな指名が行われるまでは、前に指名された者が経営管理人の職務を行ふものとする。
（登記）
第七条 大蔵大臣は、金融機関に対して第四条第一項の規定による命令をしたときは、直ちに、嘱託書に当該命令をしたことを証する書面を添附して当該金融機関の本店及び支店（信用金庫にあつては、主たる事務所及び従たる事務所）の所在地の登記所に、当該命令があつた旨及び次に掲げる事項の登記を嘱託しなければならない。
一 経営管理人が個人であるときは、その氏名及び住所
二 経営管理人が法人であるときは、その名称及び住所並びに前条第一項の規定により経営管理人の職務を行ふべき者に指名された者の氏名及び住所
2 登記所は、前項の嘱託を受けたときは、遅滞なく、同項の登記をしなければならない。
3 前二項の規定は、これらの規定により登記した事項に変更が生じた場合について準用する。
4 第四条第一項の規定による命令により経営管理を受けている金融機関（以下「被管理金融機関」という。）に係る登記事項で第一項及び第二項（前項及び第三十一条第六項）において準用する場合を含む。）の登記は、経営管理人の申請によつてする。
（対抗要件）
第八条 前条第一項から第三項まで

ければならない。この場合においては、新たな指名が行われるまでは、前に指名された者が経営管理人の職務を行ふものとする。
（登記）
第七条 大蔵大臣は、金融機関に対して第四条第一項の規定による命令をしたときは、直ちに、嘱託書に当該命令をしたことを証する書面を添附して当該金融機関の本店及び支店（信用金庫にあつては、主たる事務所及び従たる事務所）の所在地の登記所に、当該命令があつた旨及び次に掲げる事項の登記を嘱託しなければならない。
一 経営管理人が個人であるときは、その氏名及び住所
二 経営管理人が法人であるときは、その名称及び住所並びに前条第一項の規定により経営管理人の職務を行ふべき者に指名された者の氏名及び住所
2 登記所は、前項の嘱託を受けたときは、遅滞なく、同項の登記をしなければならない。
3 前二項の規定は、これらの規定により登記した事項に変更が生じた場合について準用する。
4 第四条第一項の規定による命令により経営管理を受けている金融機関（以下「被管理金融機関」という。）に係る登記事項で第一項及び第二項（前項及び第三十一条第六項）において準用する場合を含む。）の登記は、経営管理人の申請によつてする。
（対抗要件）
第八条 前条第一項から第三項まで

の規定により登記すべき事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(経営管理人の地位及び権限)

第九条 被管理金融機関の代表、業務の執行並びに財産の管理及び処分をする権限は、経営管理人に専属する。商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百四十七条第一項（総会の決議取消の訴）（同法第二百八十条第三項（創立総会）並びに信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第二十四条第六項（創立総会）及び第四十九条（総会）において準用する場合を含む。）、第二百八十条第十五（新株発行無効の訴）、第二百八十条第一項及び第二項（資本減少無効の訴）（信用金庫法第五十二条第三項（出資一口の金額の減少）において準用する場合を含む。）、第四百十五（合併無効の訴）並びに第四百二十八条第一項及び第二項（設立無効の訴）（信用金庫法第二十八条（設立）において準用する場合を含む。）の規定による取締役の権限についても、また同様とする。

(株主総会の決議の効力)

第十条 被管理金融機関の株主総会の決議は、大蔵大臣の認可がなければ、その効力を生じない。ただし、第二十四条第二項の規定による株主の代表者の選任の決議及び法令の規定に基づく大蔵大臣の命令による決議については、この限りでない。

（整理開始等の申立があつたときの裁判所の意見聴取）

第十一条 被管理金融機関について整理開始、破産、和議開始又は更生手続開始の申立があつたときは、裁判所は、これらの申立に係る手続を開始するについて大蔵大臣の意見を聞かなければならない。

第二節 経営管理人

(数人の経営管理人の職務執行)

第十二条 経営管理人が数人あるときは、共同してその職務を行う。ただし、大蔵大臣の承認を受けて職務を分掌することができる。

2 経営管理人が数人あるときは、

第三者の意思表示は、その一人に対してすれば足りる。

(代理人の選任)

第十三条 経営管理人は、必要があるときは、その職務に関する特定の事項を行わせるため、自己の責任で代理人を選任することができる。

2 前項の代理人の選任については、大蔵大臣の承認を受けなければならない。

(報告の徴取)

第十四条 経営管理人は、被管理金融機関の取締役若しくは監査役又はこれらの若しくはその支配人その他の職員であつた者に対し、当該金融機関の業務又は財産の状況（これらの者であつた者については、その者が当該金融機関の業務に従事していた期間内に知り得た事項に係るものに限る。）につき報告を求めることができる。

(取締役等の協力)

第十五条 経営管理人は、経営管理の円滑かつ適切な実施のため必要がある場合には、被管理金融機関の取締役に對し、その業務の執行又は財産の管理若しくは処分に関する事務の処理について、協力を求めることができる。

2 経営管理人は、前項に規定する場合において、その業務の執行又は財産の管理若しくは処分に関する事務の処理のためやむを得ない特別の必要があるときは、被管理金融機関の取締役に對し、同項の協力を求めることができる。

(兼任)

第十六条 経営管理人は、正当な理由がなければ、兼任することができない。

2 経営管理人は、正当な理由により解任を申し出た場合において、新たな経営管理人が選任されるまでは、その地位にあるものとする。

（注意義務）

第十七条 経営管理人は、善良な管理者の注意をもつてその職務を行わなければならない。

2 経営管理人は、前項の注意を怠つたときは、被管理金融機関に対して連帶して損害賠償の責に任ずる。

(経営管理人と被管理金融機関との取引)

第十八条 経営管理人は、自己又は第三者のために、被管理金融機関と取引をするときは、大蔵大臣の承認を受けなければならない。この場合においては、民法（明治二十九年法律第八十九号）第百八条の規定は、適用しない。

（経営管理人と被管理金融機関との間の訴訟）

第十九条 経営管理人と被管理金融機関との間の訴訟については、当該金融機関の監査役が、当該金融機関を代表する。

(報酬)

第二十条 経営管理人及び第十三条第一項の規定による代理人は、被管理金融機関から報酬を受けることができる。

2 前項の報酬の額は、大蔵大臣が定める。

第三節 再建計画

(再建計画)

第二十一条 経営管理人は、被管理金融機関に再建の見込があると認めるときは、次条から第二十五条までの規定により、すみやかに再建計画を作成し、これを大蔵大臣に提出して、その認可を受けなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の再建計画の提出があつた場合において、その内容が被管理金融機関の再建のために適切であり、かつ、遂行可能であると認めるときは、同項の認可をするものとする。

(再建計画に定める事項)

第二十二条 再建計画においては、被管理金融機関の再建の方針及び資金計画、事業計画その他再建のための具体的な計画を明らかにしなければならない。

2 再建計画においては、合併、営業若しくは事業の譲渡、資本の減少（信用金庫にあつては、出資一口の金額の減少。以下次条において同じ。）、定款の変更又は取締

役、監査役若しくは当該金融機関を代表すべき取締役の変更その他被管理金融機関の再建のために必要な事項を定めることができる。

(再建計画の作成)

第二十三条 再建計画において定款の変更に関する事項を定めるときは、その変更の内容を定めなければならない。

2 再建計画において取締役、監査役又は当該金融機関を代表すべき取締役の変更に関する事項を定めるときは、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 新たに取締役若しくは監査役を選任し、又は当該金融機関を代表すべき取締役を選定するときは、その選任され、又は選定されるべき者の氏名

二 取締役、監査役又は当該金融機関を代表すべき取締役のうち留任させる者があるときは、その者の氏名

3 再建計画において資本の減少に関する事項を定めるときは、減少すべき資本の額及び資本減少の方法（信用金庫にあつては、減少すべき出資一口の金額）を定めなければならない。

(株主の代表者の意見)

第二十四条 経営管理人は、法令又は定款の規定により株主総会の決議を要するものとされている事項を再建計画において定めようとするときは、株主の代表者の意見を聞かなければならない。ただし、第二十八条第五項ただし書の規定の適用を受ける事項については、この限りでない。

2 前項の株主の代表者は、被管理金融機関の株主総会が、取締役を選任する場合の例により、選任した者でなければならぬ。ただし、その数は、五人以上十人以内とする。

3 経営管理人は、第一項の株主の代表者の意見と異なる内容の再建計画を大蔵大臣に提出する場合に、当該意見及びこれに従わなかつた理由を記載した書面を添附しなければならない。

(従業員代表者の意見)

第二十五条 経営管理人は、従業員の利害に直接関係のある事項を再建計画において定めようとするときは、従業員の代表者の意見を聞かなければならない。

2 前項の従業員の代表者は、当該被管理金融機関の従業員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、その従業員の過半数で組織する労働組合がないときはその従業員の過半数を代表する者でなければならない。

3 前条第三項の規定は、第一項の意見と異なる内容の再建計画を大蔵大臣に提出する場合について準用する。

(利害関係者の意見聴取)

第二十六条 大蔵大臣は、第二十一条第一項の規定による再建計画で第二十四条第三項(前条第三項)において準用する場合を含むに規定する書面を添附したものの提出があつた場合において、必要があると認めるときは、第二十四条第一項に規定する株主の代表者又は前条第一項に規定する従業員の代表者の意見を聞くものとする。

(再建計画の遂行)

第二十七条 第二十一条の規定により再建計画の認可があつたときは、経営管理人は、当該再建計画の定めるところに従つて当該金融機関の再建に努めなければならない。

2 第二十一条の規定により再建計画の認可があつた後、第三十一条第二項の規定による取消に基いて経営管理が終了した場合において、当該再建計画に定めた事項でなお実行されていないものがあるときは、当該金融機関の取締役は、当該事項に従つて当該金融機関の再建に努めなければならない。

3 第二十一条の規定により再建計画の認可があつたときは、当該再建計画に定められた事項については、銀行法、相互銀行法、信用金庫法その他の法律の規定にかかわらず、これらの法律の規定による大蔵大臣の認可があつたものとみなす。

(再建計画の効力)

第二十八条 第二十三条第一項の規定により再建計画において定款の変更に関する事項を定めた場合には、定款は、第二十一条の規定による認可があつた時に再建計画の規定によつて変更されるものとする。

2 第二十三条第二項第一号の規定により、再建計画において取締役若しくは監査役に選任され、又は当該金融機関を代表すべき取締役を選定されるべき者に関する事項を定めた場合には、これらの者

は、第二十一条の規定による認可があつた時に選任され、又は選定されるものとする。

3 再建計画において取締役、監査役又は当該金融機関を代表すべき取締役の変更に関する事項を定めた場合において、留任することと定められなかつた取締役、監査役又は当該金融機関を代表すべき取締役があるときは、これらの者は、第二十一条の規定による認可があつた時に解任され、又は当該金融機関に代表すべき権限を失ふものとする。

4 再建計画において前三項に規定する事項の実施の時期について特別の定をした場合には、これらの事項に係る再建計画の効力は、これらの規定にかかわらず、その時期に生ずるものとする。

5 前四項に定めるもののほか、法令又は定款の規定により株主総会の決議を要するものとされている事項を再建計画において定めた場合には、その定めた事項については、第二十一条の規定による認可があつた時(その定めた事項のうち実施の時期について特別の定をしたものがある場合には、その事項については、その時期)に株主総会の決議があつたものとみなす。ただし、合併又は営業若しくは事業の全部若しくは重要な一部の譲渡(以下「合併等」という。)については、この限りでない。

(再建計画に定める事項の変更、廃止及び補充)

第二十九条 経営管理人は、第二十一条の規定により認可を受けた再建計画に定めた事項について、やむを得ない事情が生じた場合には、大蔵大臣の認可を受けて、これを変更し、廃止し、又は補充することができる。

2 第二十三条から第二十六条までの規定は、前項の規定による再建計画に定めた事項の変更又は補充について、前二条の規定は、同項の規定により変更され、又は補充された再建計画について、それぞれ準用する。

3 第一項の規定は、経営管理の終了後、当該金融機関の取締役が同項に規定する事項を変更し、又は廃止する場合について準用する。

4 取締役は、再建計画に定めた事項を前項の規定により変更しようとするときは、その変更しようとする事項について、法令又は定款の定めるところにより、株主総会の決議を経なければならない。

(再建計画の完了の報告)

第三十条 再建計画に定めた事項が経営管理の終了後において完全に実行されたときは、当該金融機関の取締役は、その旨を大蔵大臣に報告しなければならない。

第四節 経営管理の終了

(経営管理の解除及びその他の終了原因)

第三十一条 経営管理人は、再建計画に定める事項が完全に実行され、又は経営管理を解除しても被管理金融機関の再建に支障がないと認められた場合には、経営管理の解除を大蔵大臣に申請しなければならない。

2 大蔵大臣は、被管理金融機関の再建に支障がないと認めた場合には、前項の申請により、又は職権で、第四条第一項の規定による命令を取り消すものとする。

3 金融機関の経営管理は、前項の規定による取消があつたときのほか、次に掲げるときに終了する。
一 被管理金融機関の合併が効力を生じたとき、又は営業若しくは事業の全部が譲渡されたとき。

二 被管理金融機関の整理開始の命令、破産の宣告又は和議開始若しくは更生手続開始の決定があつたとき。

三 大蔵大臣が被管理金融機関の営業又は事業の免許を取り消したとき。

四 前各号に掲げるときのほか、被管理金融機関の解散の効力が生じたとき。

4 前項各号の規定により経営管理が終了したときは、第二十一条の規定による認可を受けた再建計画は、その効力を失ふ。ただし、当該計画に基いて既に効力を生じた事項については、この限りでない。

5 経営管理人は、経営管理の終了により解任されるものとする。

第七条第一項及び第二項並びに第八条の規定は、経営管理が終了した場合について準用する。

(経営管理人の整理開始等の申立)
第三十二条 経営管理人は、大蔵大臣の承認を受けて、被管理金融機関の整理開始、破産、和議開始又は更生手続開始の申立をすることができる。

第五節 監督

(大蔵大臣の報告徴取及び指示)

第三十三條 大蔵大臣は、経営管理人に対し、経営管理に関する報告をさせ、又は経営管理が適正に行われることを確保するために必要な指示をすることが出来る。

(大蔵大臣の承認を要する行為の指定)

第三十四條 大蔵大臣は、第十二條第一項ただし書、第十三條第二項、第十八條又は第三十二條において定めるもののほか、経営管理人のする行為のうち大蔵大臣の承認を受けなければならないものを指定することが出来る。

(経営管理人の解任)

第三十五條 大蔵大臣は、被管理金融機関の再建のため必要があるときは、その経営管理に關し利害關係を有する者の申立により、又は職権で、経営管理人を解任することが出来る。

第三章 役員の変更及び合併等

第一節 役員の変更等

(役員の変更の命令)

第三十六條 大蔵大臣は、金融機関の業務又は財産の状況が著しく不良であつて、放置すれば預金者に損害を与えるおそれがある場合において、その取締役又は監査役の改任をすることが当該金融機関の業務又は財産の状況の改善を図り、預金者を保護するためやむを得ないと認められるときは、当該金融機関に対し、その取締役又は監査役の改任を命ずることが出来る。

2 金融機関は、前項の命令を受けたときは、遅滞なく、その命令に係る改任をするため株主総会を招集しなければならない。

3 第五條の規定は、第一項の規定により取締役又は監査役の改任を命ずる場合について準用する。

(職務執行の停止)

第三十七條 大蔵大臣は、前条第一項の規定により改任を命じた金融機関の取締役又は監査役に対し、その者が解任されるまでの間、その職務の全部又は一部の執行を停止すべきことを命ずることが出来る。

(新役員の職務執行)

第三十八條 金融機関が第三十六條第一項の規定による命令を受けた場合には、新たに選任された取締役又は監査役は、その職務を行うことについて、あらかじめ大蔵大臣の承認を受けなければならない。

(他の役員としての職務の制限)

第三十九條 第三十六條第一項の規定により改任を命ぜられた取締役又は監査役は、その職を去つた日から二年間は、金融機関その他法令の規定により預金又は定期積金を業として受け入れる法人の取締役、理事、監査役、監事その他の役員としてその職務を行つてはならない。

(役員の見込及びその他の特別手続)

第四十條 金融機関の業務又は財産の状況が悪化し、その営業又は事業を継続することが著しく困難である場合において、当該金融機関

の取締役がその職務を行うについて、悪意又は重大な過失により、当該金融機関に損害を与えたときは、預金者の利益を保護するため必要かつ有益であると認める場合にかぎり、大蔵大臣は、取締役の責任を追及する訴若しくは商法第二百六十八條ノ三第一項(取締役の責任の追及に関する再審の訴)

(信用金庫法第三十九條(理事等についての準用規定))において準用する場合を含む)の規定による再審の訴につき、又は当該金融機関の株主の提起した取締役の責任を追及する訴に参加することにつき、当該金融機関を代表すべき者を選任することが出来る。

2 前項に規定する訴につき当該金融機関を代表すべき一切の権限は、同項の規定により選任された者に専属する。

3 大蔵大臣は、第一項の規定による選任をする場合には、あらかじめ、法務大臣に協議するものとする。

4 大蔵大臣又は法務大臣は、第一項に規定する訴に關し、同項の規定により選任された者から報告を求め、又はその者に指示をすることが出来る。

5 第十六條、第十七條、第二十條及び第三十五條の規定は、第一項の規定により選任された者について準用する。この場合において、第三十五條中「被管理金融機関の再建のため必要があるとき」とあるのは、「当該金融機関の預金者の利益を保護するため必要があるとき、又は第一項に規定する訴に

つきその者に当該金融機関を代表させる必要がなくなつたとき」と読み替へるものとする。

6 第一項から第三項までの規定は、監査役の責任の追及に係る訴につき当該金融機関を代表すべき者を選任する場合について、前二項の規定は、その選任された者について、それぞれ準用する。

第二節 合併等

(合併等のための命令)

第四十一條 大蔵大臣は、次の各号に掲げる場合において、預金者の保護を図るため当該各号に規定する金融機関に合併等をさせることが適當であると認めるときは、当該金融機関に対し、相手方となるべき金融機関を指定して、合併等をするために必要な措置をとるべきことを命ずることが出来る。

一 金融機関がこの法律による経営管理を受けている場合

二 金融機関の業務又は財産の状況が著しく不良であつて、その再建のために必要な資金の貸付を受けており、又は受けようとする場合において、当該資金を貸し付ける者又は当該資金に係る債務を保証する者から申出があつたとき。

2 大蔵大臣は、前項の規定による命令をする場合には、あらかじめ、同項の規定により指定しようとする金融機関から、その指定をすることについての承諾を受けなければならない。

(合併等のあつせん及び命令)

第四十二條 大蔵大臣は、前条第一項の規定による命令をした場合に

において、その命令を受けた金融機関と同条の規定により指定された金融機関とが合併等の条件について意見を異にし、合併等が円滑に遂行されないときは、これらの金融機関の一方若しくは双方の申立により、又は職権で、あつせんをすることが出来る。

2 大蔵大臣は、前項のあつせんをする場合には、同項の規定する金融機関の双方の意見を聞いた上、その意見の相違を調整するためのあつせん案を作成し、双方に提示してその受諾を勧告する。

3 前項の勧告があつた場合において、その勧告を受けた金融機関の双方が同項の規定によるあつせん案を受諾したときは、これらの金融機関は、当該あつせん案に定める条件に従つてすみやかに合併等をしなければならない。

4 第二項の勧告があつた場合において、前条の規定により合併等の相手方となるべき金融機関として指定された金融機関が第二項の規定によるあつせん案を受諾し、同条第一項の規定による命令を受けた金融機関がこれを受諾しないときは、これらの金融機関に合併等をさせることが預金者の保護のために必要であり、かつ、やむを得ない場合に限り、大蔵大臣は、同項の命令を受けた金融機関に対し、当該あつせん案に定める条件に従つて合併等をすべきことを命ずることが出来る。

5 第五條の規定は、第二項の規定によりあつせん案を作成し、その受諾を勧告する場合及び前項の規

定による命令をする場合について準用する。

第四章 金融機関管理審議会（設置及び権限）

第四十三条 この法律の円滑かつ適正な運用を期するため、大蔵省の附屬機関として、金融機関管理審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、第五條（第三十六條第三項又は前條第五項において準用する場合を含む。）の規定による大蔵大臣の諮問に応じ、金融機関の経営管理、役員の改任又は合併等に関する措置について調査審議する。

（組織）
第四十四條 審議会は、委員五人をもつて組織する。

2 審議会に、必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

（会長）

第四十五條 審議会に会長を置き、委員の互選によつて、これを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故がある場合には、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（委員及び臨時委員）

第四十六條 委員は、金融に関し深い知識と経験とを有する者及び預金者の保護に関し公正な判断をすることができると認められる者の中から、大蔵大臣が任命する。

2 委員の任期は、三年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることを妨げない。

4 委員が心身の故障その他の理由により職務を行うに適しないこととなつたときは、大蔵大臣は、これを解任することができる。

5 臨時委員は、審議会が第四十三條第二項に規定する大蔵大臣の諮問に応じ調査審議する場合において、当該諮問に係る金融機関の種類別に就き、その属する業界に関して深い知識と経験を有する者のうちから、大蔵大臣が任命する。

6 臨時委員は、当該諮問事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

7 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

（意見の聴取）

第四十七條 審議会は、必要があると認める場合には、関係金融機関の役員若しくは職員又は関係行政機関の職員その他その調査審議する事項に関し意見を聞くことが適當と認められる者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

（議事）

第四十八條 臨時委員は、審議会の議事について議決権を有しない。

2 審議会の議事は、委員の過半数により決する。

（議事の秘密）

第四十九條 審議会の議事は、すべて秘密とする。

第五章 雑則

（外国金融機関についての特則）

第五十條 この法律の施行地外に本店を有する金融機関に対するこの法律の適用については、この法律

の施行地内にあるその営業所を金融機関とみなし、この法律の施行地におけるその代表者を取締役とみなす。

2 前項に規定する金融機関に対する第二章及び第三章の規定の適用については、政令で別段の規定を設けることができる。

（登録税の特則）

第五十一條 第七條第一項及び第二項（同條第三項及び第三十一條第六項において準用する場合を含む。）の規定による登記については、登録税は、課さない。

（実施規定）

第五十二條 この法律による認可の申請その他の手続に関する事項、審議会の運営に関する事項その他この法律を実施するため必要な手続は、大蔵省令で定める。

第六章 罰則

第五十三條 経営管理人又は第十三條第一項に規定する代理人がその職務に関しいろいろを受受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、その者を三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 経営管理人が法人である場合において、第六條の規定により経営管理人の職務を行うその役員又は職員がその職務に関しいろいろを受受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、その役員又は職員を三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。その役員又は職員が経営管理人の職務に関し経営管理人にいろいろを受受させ、又はその供与を要求し、若しくは約束したときも、また同様とする。

3 犯人又は法人たる経営管理人の收受したものは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第五十四條 前條第一項若しくは第二項に規定するいろいろを供与し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第五十五條 被管理金融機関の取締役（第五十條第一項に規定する金融機関にあつては、同項に規定する代表者。以下同じ。）若しくは監査役又はこれらの者若しくはその支配人その他の職員であつた者が第十四條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、その者を一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十六條 審議会の委員若しくは臨時委員（これらの者であつた者を含む。）又は第四十七條の規定により審議会に出席した者が審議会の議事に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は窃用したときは、その者を一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十七條 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした金融機関の取締役は十万円以下の過料に処する。

一 第三十六條第一項の規定による大蔵大臣の命令に違反したとき。

二 第四十二條第三項の規定に違反し、又は同條第四項の規定による大蔵大臣の命令に違反して合併等をしなかつたとき。

第五十八條 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした者を十万円以下の過料に処する。

一 正当な理由がなく、第十五條第一項又は第二項の規定による経営管理人の求めに応じて協力することを拒み、又は怠つたとき。

二 第三十七條の規定による大蔵大臣の命令に違反して取締役又は監査役の職務を行つたとき。

三 第三十八條の規定に違反し、大蔵大臣の承認を受けずに取締役又は監査役の職務を行つたとき。

四 第三十九條の規定に違反し、金融機関その他法令の規定により預金又は定期積金を業として受け入れる法人の取締役、理事、監査役、監事その他の役員としての職務を行つたとき。

第五十九條 次の各号の一に該当する場合においては、経営管理人を一万円以下の過料に処する。

一 第七條第四項の規定によつてすべき登記の申請を怠つたとき。

二 第十二條第一項ただし書、第十三條第二項、第十八條若しくは第三十二條の規定による大蔵大臣の承認又は第三十四條の規定により指定された行為についての承認を受けなかつたとき。

三 第二十四條第一項又は第二十五條第一項（これらの規定を第二十九條第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して意見を聞かなかつたとき。

四 第二十四条第三項(第二十五
条第三項又は第二十九条第二項
において準用する場合を含む。)
の規定による書面を添附せず、
又は虚偽の記載をした書面を添
附したとき。

五 第三十三条の規定による報告
をせず、若しくは虚偽の報告を
し、又は同条の規定による指示
に違反したとき。

第六十条 第四十条第一項の規定に
より選任された者が同条第四項の
規定による報告をせず、若しくは
虚偽の報告をし、又は同項の規定に
よる指示に違反したときは、その
者を一万円以下の過料に処する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行
する。

2 銀行法の一部を次のように改正
する。

第十七条第一項中「合併」の下に
「又は営業譲受」を、「貯蓄銀行
法第一条第一項」の下に「又は相互
銀行法第二条第一項第一号」を加
え、同条に次の一項を加える。

銀行ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ信
用金庫又ハ信用協同組合ノ事業
ノ全部又ハ一部ヲ譲リ受クルコ
トヲ得。

第二十三条に次の一項を加える。
前項ノ規定ニ依リ改任ヲ命ゼラ
レタル取締役又ハ監査役ハ其ノ
職ヲ去リタル日より二年内ハ銀
行其ノ他法令ノ規定ニ依リ預
金、定期積金又ハ相互銀行法第
二条第一項第一号ニ規定スル掛
金ノ受入ヲ業トシテ行フ法人ノ
取締役、監査役其ノ他ノ役員ト

シテ其ノ職務ニ従事スルコトヲ
得ズ。

第三十六条中「第四条第二項」の
下に「又は第二十三条第二項」を加
える。

3 相互銀行法の一部を次のように
改正する。

第二十六条中「第六条第二項」の
下に「又は第二十条において準用
する銀行法第二十三条第二項」を
加える。

4 信用金庫法の一部を次のように
改正する。

第十六条後段を削り、同条に次
の一項を加える。

2 金庫が第五十八条第一項又は
第二項の規定により合併又は事
業の全部の譲受をする場合にお
いて、総会でこれに反対した会
員が脱退しようとするときは、
当該会員は、金庫に対し、定款
で定める期間内にその持分を譲
り受けるべきことを請求するこ
とができる。

第二十一条第一項中「第十六条」
の下に「第二項」を加える。

第九十二条中「第六条第二項」の
下に「又は第八十九条において準
用する銀行法第二十三条第二項」
を加える。

5 大蔵省設置法(昭和二十四年法
律第四十四号)の一部を次のよ
うに改正する。

第十七条第一項の表中金融制度
調査会の項の次に次のように加える。

金融機関
管理審議
会

大蔵大臣の諮問に
応じて、金融機関
の経営管理、合併
等に関する措置に
ついて調査審議す
ること。

○足立政府委員 ただいま議題となり
ました準備預金制度に関する法律外三
法律案につきまして、その提案の理由
及び内容の概略を御説明申し上げま
す。

最初に準備預金制度に関する法律案
につきまして御説明申し上げます。

わが国における通貨調節手段として
は、現在在公定歩合政策及び公開市場操
作があるわけでありましたが、これらに
加えて、この法律により新たに準備預
金制度を創設して通貨調節のための
手段を完備し、わが国の金融制度の整
備をはかりとするものであります。

本制度は、昨年七月発足いたしましたし
た金融制度調査会において、半年にお
いたる慎重な検討の結果、去る二月二十
一日に大蔵大臣に答申された準備預金
制度に関する答申の内容を尊重して立
法化したものであり、その骨子
は、金融機関に、預金の一定割合の現
金を日本銀行に預入させ、この割合を
変更することによって通貨量の調節を
はかりとするものであります。

以下、簡単に法律案の内容を申し上げ
ます。

第一に、本制度の対象となる金融機
関は、銀行法による免許を受けた銀行
並びに長期信用銀行、外国為替銀行、
相互銀行、信用金庫、信用金庫連合
会、農林中央金庫及び商工組合中央金
庫のうち政令で定めるものであります
が、さしあたりは、銀行法で免許を受
けた銀行、長期信用銀行及び外国為替
銀行程度とすることを予定しておりま
す。なお、外国銀行の本邦内における
営業所も、銀行法の免許を受けた銀行
のうちに含まれることとなります。

第二に、対象とする預金につきまし
ては、総預金をとることとし、外貨預
金などは、実情に応じ除き得ること
にいたしております。

第三に、準備の内容は、日本銀行預
け金であります。

第四に、銀行は、この法律の定める
ところにより、その預金額に応じて日
本銀行に預け金をすることを義務づけ
られますが、その割合の最高は一〇%
とし、最低は定めず、経済の実情に
沿った運用がはかられるようにいたし
ております。

また、この割合は、必要に応じて定
期性預金とその他の預金について、あ
るいは金融機関別に区分し得るよう
にいたしております。

第五に、金融機関の預金及び日本銀
行に対する預け金の算定方法につきま
しては、一カ月間を計算の単位として
その毎日の平均残高をとることとし、
預金と預け金の計算期間は、若干ずら
すことにいたしております。

このほか、金融機関の日本銀行預け
金の額が法定準備預金額に達しない場
合には、その金融機関は、不足額につ
き、日本銀行の商業手形についての割引
歩合に日歩一銭を加えた歩合により計
算した金額を日本銀行に納付しなけれ
ばならないことといたしております。

次に、預金等に係る不当契約の取締
りに関する法律案につきまして御説明
いたします。

最近金融機関におきまして、いわゆ
る導入預金と称する特殊な預金の受け
入れが行われ、このため金融機関の経
営が破綻に瀕した事例も見受けられる
のであります。

この法案で取締りの対象としたしま
すものは、いわゆる導入預金の典型的
なものでありまして、これは、預金契
約に当って預金者が特別の利益を得る
目的をもって、あるいは預金の媒介を
行う者、すなわちいわゆるブローカー
が、預金者に特別の利益を得させる目
的をもって、その預金を担保とするこ
となく、金融機関をして特定の第三者
に対して資金の融通をさせるものであ
りますが、このようなことは、預金契
約の本旨に反し、ひいては金融秩序を
乱すものであるといわざるを得ないの
であります。

反面、金融機関がこのような申し入
れに応じて特定の信用供与を行うこと
は、金融機関の業務の公共性に顧みて
不当なものであるばかりでなく、健全
経営の見地からも厳に慎むべきもの
であると考えられるのであります。

しかるに現行法規のもとでは、この
ような性質を持った預金を有効に取り
締る規定がありませんので、金融秩序
を維持するために新たに取締法規を設
ける必要があるものと認められます。

これがこの預金等に係る不当契約の
取締りに関する法律案を提案する理由で
あります。

なお、過般の金融制度調査会におき
まして、この取締り法規を設けること
を適当とする旨の答申を行なってお
ります。

次に、この法律案のおもな内容につ
いてその概要を御説明いたします。

第一に、金融機関に預金等をする
者が、その預金等に関し、特別の金
銭上の利益を得る目的で、特定の第
三者と通じ、金融機関を相手方とし
て、預金等を担保として提供すること

なく、その指定する特定の第三者に対し資金の融通等をすべき旨の契約をすることを禁止しております。

第二に、金融機関に預金等の媒介をする者が、預金等に関し、その預金等をする者に特別の金銭上の利益を得させる目的で、特定の第三者と通じ、または自己のために、前述の契約をすることを禁止しております。

第三に、金融機関が預金等をする者またはその媒介をする者を相手方として、第一、第二に述べた内容の契約をすることを禁止しております。

第四に、以上に述べた各禁止規定に違反した者及び脱法行為をした者に対し刑事罰を科するとともに所要の罰則規定を設けることにしております。

次に、預金保障基金法案について御説明申し上げます。

この法律案は、預金保障基金の制度を確立し、これに経営が困難に陥った金融機関に対して再建資金を供給する等の業務を行わせることにより、預金者の保護をはかることを目的としてい

るものであります。

金融機関が経営困難に陥った場合、預金者保護のためには、再建の見込みがある限り、再建資金を供給する等によって、その再建をはかることが金融機関の信用維持のため適当である場合が生ずると考えられ、現に、相互銀行の相互保障協定、信用金庫の振興預金制度など、自主的にこの種の制度を設けている業界もあるものであります。また、最近これを発動した一、二の例についてみましても、これが決して満足なものとはいえない現状でありまして、再建資金の供給等のための適切な制度を整備確立することが必要であると考えられるのであります。

このような理由によりまして、先般来金融制度調査会に諮りまして制度の成案を得、ここに法律案として御審議を願う運びとなったのであります。

以下この法律案につき、簡単にその内容を申し上げます。

第一に、基金は、金融機関の種類別に、大蔵大臣の認可を受けて設立されることとなつておりますが、大蔵大臣は、この基金が預金者等の保護をはかるのに十分な適格性を有すると認められるときに限り、これを認可することとしております。

第二に、基金に対しては、加入金融機関が、その資金量の千分の一以下で政令で定める一定割合に相当する金額を出捐することとなっております。なお、この基金の公共的性格にかんがみまして、基金に対し政府が資金の貸付、債務の保証等の財政的援助をすることを考慮してあります。

第三に、基金の業務は、経営が困難ではあるが、再建の可能な金融機関に対し、再建のために必要な資金の貸付及び債務保証をすることとなっております。なお、基金が信用秩序を維持するため、必要であると判断した場合においては、支払いを停止した加入金融機関にかつて、その預金を介済することもできることとなっております。

第四に、基金の運営には、理事及び監事が当ることとなっておりますが、加入金融機関の意向をも尊重する建前から、加入金融機関集會を設けることができることとし、役員を選任、定款の変更、会計の決算等につき、加入金融機関の同意または承認を要するものとする。これらの事項は、定款により、この加入金融機関集會にかけることとしております。

第五に、基金に対しては、法人税、事業税等につき免税措置を講ずることとしております。

最後に、金融機関の経営保全等のための特別措置に関する法律案につきまして御説明申し上げます。

この法律案は、経営が困難に陥り、再建のための特別の措置を要する金融機関について、経営の管理その他の経営保全のための制度を整備し、その再建の促進をはかり、もつて預金者の保護に資することを目的とするものであります。

民間金融機関に対する現行の監督法規は、いかにして金融機関の健全経営を維持せしめるかという点に主眼を置き、一たん金融機関が経営困難に陥つた場合については、業務停止を命ずる等の最後の手段のみを規定しているにとどまっております。こうした手段は、金融機関を倒産に迫りやうの公算が多いため、実際問題としては容易に発動しがたいというのが実情であります。従つて、最近一、二の金融機関につきまして、一部経営者の業務運営が当を得なかつた等のため、経営困難を招来した事例等にもかんがみまして、この際、経営困難に陥つた金融機関について何らかの方法によつて経営保全の措置を講じ得るような制度を整備することが適当であると考えられるに至つたのであります。

このような理由によりまして、先般金融制度調査会に諮りまして、制度の成案を得、ここに法律案として御審議を願う運びとなつたのであります。

この法律案の内容とするとところは、直接には金融機関自体の経営保全を目的としておりますが、その趣旨は、あ

くまでこれによつて預金者の保護をはかるということにあるわけでありまして、その意味から、適用範囲は国民大衆の預金と密接な関係のある普通銀行、相互銀行及び信用金庫といたしました。また、この制度はもつぱら経営困難に陥つた金融機関を対象として考へられてゐるものであり、適用範囲内にある金融機関一般に対する適用を考へてゐるものではありません。従つて法律の形式としましては、一般監督法規の改正の形をとることなく、特別法といたしたのであります。

以下この法律案の内容について御説明申し上げます。

第一に、業務または財産の状況が著しく不良であつて、放置すれば預金者に損害を与へるおそれのある金融機関等について、大蔵大臣の選任する経営管理人による経営管理の制度を設けることとし、これにより当該金融機関の経営保全の実をあげ得るよう所要の規定を整備いたしました。

第二に、金融機関の経営は、多くその経営者の適否によつて左右される実情にかんがみ、業務または財産の状況が著しく不良であり、放置すれば預金者に損害を与へるおそれのある金融機関について、大蔵大臣がその役員の変更を命じ得ることとしたしました。

なお、これに関連して、改任を命ぜられた金融機関の役員就職制限の規定を設けるとともに、金融機関の役員責任追及について、訴訟手続上の特例を設けることとしたしております。

第三に、経営困難に陥つた金融機関を合併、営業譲渡等の方法によつて処理することが適当な場合において、これを円滑に推進するため、大蔵大臣が

合併等に関して必要な措置をとり得ることとしたしました。

第四に、以上に述べました諸制度の運用について慎重を期するため、大蔵大臣の諮問機関として、少数の民間有識者委員からなる金融機関管理審議會を設けることとしたしました。

以上、準備預金制度に関する法律案外三法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概略を申し上げた次第でございます。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成を賜わらんことをお願いいたします。

○山本委員長 以上をもちまして提案の理由の説明を終りました。これら四法律案につきましての質疑は後日に譲ることとしたします。

○山本委員長 次に、中小企業の資産再評価の特例に関する法律案を議題として質疑を続行いたします。中崎敏君。

○中崎委員 近年におけるところの日本経済の傾向を見ますと、大資本の力というものが非常に増大して参りました。また一面、中小企業がそれだけ圧迫を受けておるといふ傾向が見受けられるのであります。いわゆる神武景気といわれながら、最近においてしばしば経営難のために中小企業者が一家心中などをやるような例も多々あります。最近におけるところの不渡り等の状況を見ましても、明らかに中小企業者が相当に困難に陥つておるといふ実情を証明するに余りがあると思ひのであります。そういう事態に対して、政務次官はどうかいろいろ見通しについてお話しを願いたいと思ひのであります。

と申しますのは、この法案は、中小企業者の資産再評価に関する特例として打ち出されておるのでありますが、こうした問題は、単なる個々の税法上の特例扱いのみによって解決するものではなくして、さらに根本的に、中小企業者に対してどういふふうな見方をし、分析をして、どういふふうな措置を講ずるかというところの広範な国策といえます。大きな施策が伴ってこそ、初めてこの目的を達成し得るものと考えますので、そうした基本的な立場に立つて現状を考えつつ、将来に對してどういふふうな考え方を持っておられるかをお尋ねしたのであります。

○足立政府委員 現在の情勢下におきまして、中小企業が非常に苦しい立場に立つておるといふ認識につきましては、中崎委員御指摘の通り私も考えております。従いまして今国会におきます中小企業団体法等の提案をいたしておるわけでございますが、私も大蔵省で直接関係いたします面といひましたし、本日御審議を願っております資産再評価の特例につきましても、私もできるだけ中小企業対策といふものに重点を置きまして考えて参つたような次第でございます。またすでに国会を通過成立いたしました所得税に対する減税措置、法人税の低減、税率の適用範囲の問題、事業税の税率の引き上げ等につきましても、一貫した考え方で中小企業対策に少しも資したいというつもりで、私も参つたつもりでございます。

○中崎委員 最近に大企業が非常な勢いをもち伸びて参りましたのは、一つには世界経済の動向の流れと見ることもできるものでありますが、ことに日本のように中小企業を中心として、しかもこれが非常に重要な部分の要素として占めておるような国柄において、中小企業に關するところの問題を、もう少し実情に即した取り上げ方をすべきだと思つております。従いまして、大資本がさういふふうな勢いにおいてどんどん大きくなつていくといふことは、單なる資本の力、組織の力というふうなものだけでなく、これに大きなところの国家的な施策といふものが裏づけをしておるものだというふうなところを、第一に大資本に對しましては、この大きなところの国家的資金の融通、これは多くの場合において長期、低金利を伴うものであります。が、こうした大きなハンディキャップがあると同時に、税法の面においては、こうした大企業には、あらゆる面において特別の恩恵的措置が施されておるといふふうなことが、あるいは助成金等についても、同じような意味において、大企業を中心としていろいろな助成がされておる。さらにまた、こうした大資本といふものが一つのカルテル行為的な力によって、これがまたある法律の、独禁法の特例等を開くという方法等によって、独占的に近いような形をもつて大企業から利益を取り上げておる。こうした一連のことが原因となつて、さうしてこの大きな勢力を増大しつつあり、やがてはまた財閥的な形態といふものが非常な勢いをもつて伸びてきておる。あるいは単独な資本に

しても、独占的な資本といふものがますます強化されると同時に、さらには独占的でない形をとる場合においても、他の追随を許さないような、事実上独占的な形をとるような、こゝういふ資本形態となつて現われてきておるものであります。こゝういふふうなやり方に対して、中小企業に對しても少し思いやりのあるといふべきか、あるいは当然あるべき、こゝういふものを数い上げて、さうして健全な保護助成策を講ずるんだというふうな施策が、大企業に關する保護の万分之一でもないが、その片りんが現われるよう、今後積極的に表現していくというふうな考え方を持っておられるかどうかをお尋ねしたのであります。

○足立政府委員 ただいま私が御答弁申し上げました通り、大蔵省といたしましては、大蔵省の所管いたします範囲内におきまして、やはり政府の一貫した中小企業対策、その一貫した考え方、できるだけの処置をとつて参つておるわけでございます。まだこれが足りないからといつておしかりを受けたいと思つておるかもしれませんが、さういふ基本的な考え方では、さういふ基本を越えていくといふことで考えて参つておるわけでございます。なおただいまの御質問の中に、税に關する具体的な問題につきましても、必要があれば、主税局長からお答えいたしたいと思います。

分の工場へ持ち込むだけの技術者もなければ、さういふ知識を与えてもらうような何ものも持っていない。もちろん設備をするのは相当の金が必要ですが、その金もなかなか銀行からも出してもらえない。たまた無理をして借りてきて、月一割といふような高利で借りてきて、ほんの行き当りばつたりのことをやらなければならぬといふような状態になつておるのであります。中小企業の技術振興の上において、たとえば中小企業庁で相当予算の面においてもいろいろ新しい要求をしておるのではありませんが、これが、やはり結局最後的には大蔵省で大幅に切られてしまふ。あるいはまた技術ばかりでなく、中小企業の経営指導、経営解剖などの面においても、相当積極的な方策を立ててこれをやっていくと思つても、予算を削られてしまふ。あるいは技術導入にいたしまして、大資本は外国からどんな技術を導入するのでありますけれども、中小企業者として外国から技術を導入するといふことは、ほとんど例を見ないといふわけであります。あらゆる面について、中小企業者はうだつた上らないような情勢下に置かれておる。これを国家的に何らか積極的に助成指導していくといふ考え方が持たれないものかどうかといふことをお尋ねしたのであります。

○足立政府委員 ただいま中小企業の機械、技術導入等の問題につきましても御指摘がございましたが、すでに中崎委員御承知の通り、中小企業に對する機械の合理化資金の貸付等も行なつておるわけでございます。しかしながら、まだこれが十分徹底いたしませんために、おしかりを受けます点もあ

うかと思つておりますが、私も参つては、やはり大企業並みに、中小企業の機械、技術の向上といふことにつきましても、金融その他の措置によりまして、できるだけ向上発展をはかつていきたいという考えには変わりございませんので、将来ともできるだけ善処していきたいと思つております。

○中崎委員 たとえば中小企業者の数などからいいますと、さうしてまた生産などにおいて担当する分野等からいいますと、相当のウェイトを占めるにかかわらず、たとえば中小企業の機械の近代化資金のごときは、年間わずか三億か五億といふような程度であるのに、大企業については一口何百億といふような金が一つの企業に貸し付けられる、政府資金も投資あるいは融資される。これを全部大資本に投資されると何千億といふ金額に上る。こゝういふことを考えてみたときに、その金額から見ても、中小企業に對して微々たるものじゃないか、ただかけ声だけでなく、實際において中小企業者の幾らの部分がその恩典に浴するかと、いふことを考えてみたときに、いかにその差別待遇がはなはだしいのではないかといふ感じを持つのであります。こゝうした面において、まず量の面においても相当の考え方をすべきである、質の点においても、さらに突っ込んだ指導なりあるいは国家的な助成等をやつて、さうして中小企業が少くとも現代的レベルまで上つてくるところの、さういふ国家的な施策をあわせてやるべきものだといふふうな考えの必要がありますが、この点について、今後予算等を通じて、一体政府次官は、大蔵大臣についてもあるいは主税局長

等についても、どういふふうに表示をされるような考え方を持っておられるかを尋ねたいのであります。

○足立政府委員 中小企業に対する金融の問題、予算の問題等につきまして御指摘でございますが、おっしゃる通り、機械の合理化等につきまして、私どももできるだけ処置をとりたいと思つてやっております。まだまだ軌道に乗っていない面もあると思いますが、すでに中小企業金融公庫、あるいは商工中金等の融資は、大体私も軌道に乗つてきていると思ひます。これらの金は、設備資金として出ますものは、相当部分が御指摘の工場の合理化という面に使われておるものと考えております。なお開発銀行でも、たしか十五億くらいな資金のワクもこれに予定しておるような次第でございますが、今後この面につきましても、さらには力を入れていきたいと思つておる次第でございます。予算につきましては、私今具体的に申し上げる自由を持つておりませんが、御指摘の点、十分尊重して参りたいと思つております。

○中崎委員 何ゆゑに大資本というものがあらゆる面において非常に尊重されて、そしてある特別以上の利益を受けて、そして中小企業者がなぜ十分に考慮されないかという一つの理由をいたしましては、まず政治力の点において差異があるということも言えるのであります。一面においては、やはりその反面に幾多の汚職に關するやうな問題がその裏をはつてゐるのではないかと、いふふうな見方もされるわけでありま。そこで、政治は清潔でなくちゃならぬというのが私たちの主張な

んでありますけれども、こうした面についてほんとうに國家を思い、この中小企業者が正しいところを得るという考え方の上に立つならば、こうした問題がさらに真剣に、しかもまじめに考えられなければならぬと思ふのであります。その点について、政務次官はどういふふうにお考えになるか。ほんとうは、これは大蔵大臣に直接私はお聞きしたい問題であると思ひまして、実はきょう出席を要求したのであります。何か補正予算などの審議の關係上出てこれないというので、時間の關係もあるので政務次官にお尋ねするのであります。ことに私が申し上げようとするのは、たとえば最近においても、合成ゴム工業の問題が取り上げられておるのであります。この問題は、國策的に見ても、あるいは衆議院においても、合成ゴム工業育成のための決議案も満場一致でされておる過去の例があるのであります。そうした上になつて予算の支出なども一応考慮のうちにあり、そして一つの方針として進んでおるのにかかわらず、何か他の系統の会社からの低利の金を貸してもらいたいといふふりなことを含めて、相当今困難に逢着しておるといふやうなことをいわれておる。そんなことは一例にすぎないのでありますけれども、いづれにしても、こうしたやうな重要な國策さえも、いろいろなあれやこれやの問題で難航を來たしておるというふりなことを考へてみてもわかる通りに、やはり幾多の問題が次から次へと大きな資本とのなれ合いにいますか、結びつきにおいてあるべき姿が行われないうちにあるのであります。なるほど中小企業者が冷

飯を食はされるのは理由があるのだといふことも、一応うなずかれるわけでありま。こうした面において、まず清潔なる政治といふことがあらゆる面において重要なことであると思ふのであります。その点について、一体どうお考えになるかを尋ねたい。

○足立政府委員 御指摘の点につきましては、私どもも全く御趣旨の通りと考えてゐるわけでありまして、ただいまの中崎委員の御質問の内容は、あまり抽象的でちよつとつかみにくかつたわけですが、大企業等を政府が援護して、これらの金融その他については汚職の疑いがあるのじゃないかといふやうな御発言に聞いたのですが、さうに聞き取つてよろしいのですか。

○中崎委員 そうです。

○足立政府委員 さういふ疑いがあると思へば、これはゆゆしい問題でありまして、私どもとしては厳にこれを慎んでいかなければならぬと思つております。さういふやうな疑いから、中小企業に對しては冷淡になるのだらうといふやうなひがみを持たれたら、これは政治をゆがめるものでございまして、大へんな問題だと思ひます。私どもは、中小企業に對しては、やはりそれなりの役割を十分果し得るやうに、今後の合理化その他につきましても、融資あるいは助成等の措置をとらなければならぬと考へておる次第でございます。

○中崎委員 次に、今度はいよいよ法案の審査に入るのであります。これは、大体今まで大蔵委員会単独で、あるいは連合審査に際して自民党の内田君から質問があつた点等もありまして、あるいは重複する面があるかと思

います。一つには、私たちはまだこの審査の内容を知らないうちに進行しておつたといふことが一つと、一つには、内田君の場合には大体私も聞いておつたのであります。やはり重要な問題点といふものは、大体あつたやうなところにあるといふことになつておりますので、そうした問題について、場合によれば重複しておるやうなきらいもあるかもしれませんが、その点を含んだ上で御答弁をお願いしたいと思ふのでございます。

さて、この法律案は、中小企業者の資産再評価に關する特例といふふうになつておるのであります。今度の場合には、中小企業者だけがこの恩恵に浴するものであるのか、あるいはその第三次再評価以後において、その一部のものには必ずしも中小企業者でなくても、この恩恵といふものです。この特例の適用を受けるものであるのかどうかをお尋ねしたいのであります。

○原政府委員 資産再評価といふことは、御存じの通り非常に特例といひます。世界各國においてもあまりに例がないことではございますが、日本はかなり徹底した再評価をやつております。それも一次、二次、三次とやつて参つたわけでありまして、なおその間、中小企業はいわばさういふことにアップ・ツ・デートでないといふやうなこともあり、景気もよろしくなかつたといふやうなこともあり、十分できていない。それをやらせろといふやうな御要望が強かつたので、税務の手数というやうな見地からいいますと、非常に大きな犠牲が払われるわけでありま。中小企業を大事に育て、そ

の資本の充實をはかるといふ見地から今回やろうとしたので、従いまして、前回で限度額の八割以上をやつておるといふものにつきました。今回除く。また減価償却資産だけに限つてやるというやうな線を置いて、今回の法律案を書き上げたやうな次第でございます。

○中崎委員 私がお尋ねしますのは、この今回の法律の適用を受けるものは、いわゆる中小企業者だけであるのか、あるいは大企業者であっても、前回の場合において八〇%以下の再評価をしておるものについては、その適用を受けるということになる。その場合は、大資本家でもある部分においては、この適用を受けると思ふが、それはどういふことをお尋ねしておるのであります。

○原政府委員 大企業は前回強制をされておりますので、もう適用を受けません。その境目は、資本金五千万以上の大企業でございまして、まあ完全に強制されている、三千万から五千万のところの部分は、減価償却資産の再評価限度額が一億円以上であると強制されておるわけです。ですから、五千万円以上のものは文句なし、それから三千万円と五千万円の間のものがありまして、減価償却資産が相当多いといふものはすでに強制されておる、これはもう全部済んでおります。従いまして、さういふものについては、今回の再評価は適用がございせん。それ以下のものにつきました。適用がある。以下のものの中でも、八割以上やつておればそれでよろしいじゃないかといふだけのことでございまして。

○中崎委員 中小企業者の定義をこの際一つ伺いたい。今度一体どういう基準のもとにおいて考えておられるのかをお尋ねしたいと思うのであります。

○原政府委員 中小企業というものをどこで境を引くかというのはいくつか問題で、他の場合に資本金千円とか、使用人が何人かというよりなことでして、今回は承知してあります。第三次まで十分やり足らないといふものを救おうというのを考えますと、五千万以上あるのは三千万以上の相当部分というものは、強制までしてやってしまつておる。そうすると、それに満たないものについては、そのうち中小企業は、さらに資本金が千円とか五百万以下だとかいうふうな切か、あるいはそれくらいまでのところは全部やるかというよりなところの感覚でございまして、私もどしどしは、中小企業といういろいろな広がりがあるが、それをあえて千円なりあるいは二千万なり、あるいは五百万で切るというのではないの、三千万または五千万に満たない資本金のものについては、やはり一様にこの恩典を与えるべきではないかというふうな考えでございまして、

○中崎委員 この法律の適用を受ける範囲は、資本の制限で、比較的少いと思ひますけれども、いわゆる中小企業の範疇に属さないものといふことも、この法律の適用を受けるものがあるかと解釈していかどうかをお尋ねしたいのであります。

○原政府委員 中小企業かどうかといふのは、いわゆる境目が光から影に移

るといふ場合の濃淡のある分野でございまして、どこではっきり線を引くかといふのはなかなかむづかしいと思ひます。私もこれは総体として中小企業に対する対策だといふふうにお考えいただいていいのではないかと、その中にある出資が二千万とか三千万とかいふものは、中小企業でないからはずせといふものでない、全体として、それ以上のものが大であることはもちろんであります。それ以下のものうち、一部を特にはずすといふことが、全体として措置をするといふことが、いわゆる中小企業対策といふものの腰がまゐから申しまして、それがよろしいのではなからうかという感じが、きわめてはうばくとして

たお答えで恐縮であります。今回の法律案を作り上げた次第であります。○中崎委員 私が申しますのは、こうした一つの計数を扱って、その計数が直ちに一つの税法上の対象として展開せられていくという場合に、どういふふうなものを中小企業者として、また一体どういふふうなものを課税の対象としてやるかという場合において、まず題目のつけ方が、今度の場合に限っていわゆる中小企業の再評価というふうな言葉をつけるにふさわしいのかどうかというところが一つ。それから、何だか前後の事情を考えてみたときに、あまり数が多くなるというところは、税法の系統上あまり好ましくないといふようなことも見受けられるように考えられるので、下の線の引き方なども考えながら、一体どういふことをほんとうに考えておられるのかを、この委員会を通じて明らかにしてもらいたいのが私の質問の要旨なのでありますから、

そういう点を含めて、もう一度お尋ねしてみたいと思ひます。

○原政府委員 中崎先生のような御専門の中小企業研究の見地で、中小企業という言葉に実務的な意味をもつていろいろお考えの場合、今回のこの題名としました「中小企業」といふ言葉は、必ずしもびつたりそれに合うといふことをあえて申せるといふものでもないと思ひます。先ほど申しましたようにニュアンスのあるものを、あるところで切つて、そうして全体を中小企業と呼んだといふことでありますから、そういう意味では、かなりばくとした面が若干入つて参ると思ひます。しかしながら大企業は、強制で

されて、強制であるからというので、税率もかなり安くしてもらつて、前回再評価をやつておる。それ以外の企業、その中には、狭い意味でいう中小企業と、そうでないものがあるかもしれないけれども、それ以外の企業についてものを考えるという場合には、それ全体として考えてよろしくはないか、税法の手法の問題もございまして、しかし、やはり何ともしもほんとうの中小企業の方が数は多いし、私もとてはあります。二千万、三千万の出資の企業であつても、近ごろはだいぶ貨幣価値も昔と違つて参つておりますから、これが質的に反動的なものだといふまでのことをいわないで、前回強制されてない、従つて十分できていないといふものには、この際機会をう

えようという気持ちで、若干言葉の使い方は、おつしやる通り通常の使い方も、りも広い使ひ方をしておりますが、そういう気持ちでやっておりますので、御了承いただきたいと思ひます。

○中崎委員 第三次資産の再評価のとき、今回の場合、この適用を受け、そうして資産を再評価するその時期との間に、標準価格の面においてその大きな変化がないのであるか、あるいはどの程度の変化があるかといふうにお考えになつておるのか。その標準額の見方について、ざつとしたあらましの考え方を尋ねておきたい。

○原政府委員 あの時、三次再評価以後、物価はさして動いておりません。従いまして、今回お願いいたしてありますこの法律案におきましては、物価の水準は、三次の再評価の水準そのままの再評価をするといふことになつております。ただし、その後三、四年たつておりましたから、その間償却すべき額として落したもので再評価の限度額とするといふふうなことで、この法案の付表の倍率が定められたといふこととをいふ。

○中崎委員 そうした標準価格にさしたる変化のないのに、しかも第三次の法律といふことも、中小企業者がやつてはならぬという法律は前にあつたことではないはずだと思ふのですが、それだのかかわらず、ここにまたあらためて第四次をやらなければならぬといふその根拠は、一体どこにあるのか、お尋ねしたい。

○原政府委員 それが、つまり中小企業ですと、いろいろな経理能力が大企業になかなか及ばない、やはり再評価の制度というものは、特に従来のやり方では、かなり複雑なんだから、世界各國でも、この問題には戦前戦後を通じて同様の問題に直面しながら、なかなかすばつとやり切つた国がな

い。日本は、その意味ではかなり理論的な線を、相当複雑ではあります。が、やつてきたわけですね。中小企業には若干複雑過ぎるというよりな面もあつたかと思ひます。それともう一つは、前回の二十八年九年の時分は、二十八年はまだ景気はよろしうございまして、二十九年は例の経済健全化政策で、いわゆるデフレーション的なことになつてきたといふようなことで、両

面から、やはり中小企業の再評価が十分にいつていないという声がございまして、中小企業方面から、ぜひこの際やらしてほしいという声が強くなつてきたわけでありまして。あれわれも、こういう措置は、もう一度やたらすつぱりやり切つて、あとから何度かということ、手数も相当でございまして、税務行政の能率という意味からいいますと、相当困難であるわけでありまして、そういうせつかつの御要望が強いといふことにございまして、政府としてもこれをやっていくといふことになつたわけとをいふ。

○中崎委員 この法案によりまして、法人の場合には、三十二年の事業年度の開始のとき、それから個人の場合には、三十二年度末といふことになつておるのといふことが、そうしますと、準備期間といふものはもう幾らもないのであります。この短かい期間において周知徹底させて、ほんとにこの法案で考えておるような指導をやつて、それだけの効果といふか、この法の期待しておるところの——これは、何も大してそりやらない方がいいといふならば別問題でありますけれども、少くともこの法の表向きに現われた精神といふものは、それに値する

ものはできるだけ広く適用をやらせて、この姿で進んでいきたいというのが趣旨だろうと思うのでありますが、そういうことができるかどうかをお尋ねしたいのであります。そうして、また、もしそれならば、今までにとにかくやつておいたならば、こんなことをまたやらすに済んだのかどうか、そこらをお尋ねしたいと思ひます。

○原政府委員 最初の点でございますが、個人の場合は、来年の一月十六日から三月十五日までの間に、再評価の申告書を出さないといふことになっております。まだ相当期間がございますから、これは周知徹底をはかつて、いろいろ御相談に應ずるのに十分時間があると思ひます。それから法人の場合は、三十二年中に開始する事業年度の法人税申告のときまでにとつてお尋ねしております。一番早くやれる時期は、一月から六月までの六カ月間の事業年度の法人が、その年度でやりたいといふ場合に、八月三十一日に申告を出すということになります。そのときにやろうといふと、この法律案がいつ成立いたしますか、間もなく御賛成願へると思ひますのであります。四月でございますから、五、六、七、八と四月月ぐらゐあるといふことになります。もつともこの場合は、その法人はそのときしかできないかといひます。そのチャンスをおがして、七月から十二月までの次の事業年度でまたやれるのでございます。そのいすれかでやれるのでございます。そうすれば、来年の二月でよろしいといふことになりますので、よく勉強され、また早くやろうといふ向きは、八月にもできる会社がある。それから来

年の五月三十一日まで、しかるべき時期にできるということになります。で、一番急いでやるとしても、四月月ある。それはそのときぜひやらなければならぬといふ時期ではないといふようなことから、実際には、半年以上の余裕があるといふように申して差しつかえないかと思ひます。そういうような意味で、時間的な余裕は十分ある。その間、おしやる通りの周知徹底をはかる、いろいろ御相談に應ずるといふような面、私どもとして十分努力いたさなければいけないと思ひます。そういうふうにならぬといふことは、今御要望の趣旨にはかなりおこたえ

できるのではないかと。一次、二次、三次、いすれもそういう問題があつたわけで、ただいまお尋ねのようないふ法案を出して今といふと、あるいは不十分であつたかと思ひますが、この際簡単な第四次の再評価といふことで、中小企業にもわかりやすいよう、そして税率なども有利なようにものをやつて、これで全部を片づけた、周知徹底については鋭意努力いたしまして、遺憾ないようになしたいと思つております。

○中崎委員 中小企業の本来の姿として、法律が今どういふふうに通過したのか、その内容がどうなのか、その施行の細則まで含んでどうか、これはなかなか実際に手が回らないのじゃないかと思ひます。特に東京あたりでは、税理士とか計理士とか、いろいろなものを含めて、いろいろ指導を受ける機会もあり得ると思ひますが、ことに地方などといふことになると、なかなかそういうこ

ともできない。こういうことがあるといふことに気がついたときにはおそかつたといふ場合もあると思ひので、この指導啓蒙については、十分に、今までよりもはるかに徹底してやられる必要があると同時に、やはりこれでは、期間が少し短かいのじゃないか、ことに中小企業者であるだけに、広範な大衆を対象としておるだけに、もう少しこの点についてゆとりのあるような考え方をしても、別に政府がこれだけ考へてみたかどうかといふ私の希望を込めてのことなんです。

さて、今度はこうしたことによつて、今後の指導啓蒙の徹底にもよるのではありません、大体どの程度の範囲のものがこの適用をみずから進んでやるのか、それになるようないふ通しであるのか、それで、これは再評価税が二%という税率になるのであります。が、一体それをどういふふうに見込んでおられるのか、それをお尋ねしたいのであります。

○原政府委員 先ほどの程度の税額を見込んでおるかといふのを申し上げてあります。法人の分と個人の分とあるわけであり、四億六千万円といふふうに見込んでおられます。これが、御案内の通り二年で納められますから、一年分が二億三千万円、三十二年度は、先ほど申しましたように、最初やるのが八月でございまして、だんだんおくれ、まる一年入つて参りませんから、三十二年度分としては、八千万弱といふ程度の見込みをいたしております。一方で、法人税の方でだんだん減つて参る。再評価によつて、法人税で、平年度では六

億くらい減つて参るといふふうな見込みをつけております。そこで、件数でございまして、この辺になります。一次、二次、三次の落ちこぼれが今回行われるわけなのでございまして、見込みもごく大ざっぱなものでございまして、法人も個人も、それぞれ一百万後くらいのところではなかつたといふふうな、ごくばくとした見当をいたしております。概略お尋ねの点をお答え申し上げます。

○中崎委員 今回の場合には、再評価を強制されなかつたという理由は、どこにありますか。

○原政府委員 再評価の強制の問題は、シャウプが参りましてやつた第一次のときからあつたのでございまして、非常にきつた再評価の議論として強制すべしといふことであるわけですから、企業といふものな個別の事情があるし、とても強制は無理だといふので、最初から強制はいたしておらないのであります。ただ第三次に至りまして、いわば再評価に全体の締めくくりをつけるといふんです。もうこれでおしまいだといふような線をはつきり出して、ある程度やつてしまふといふような考えが出たものでございまして、第三次の二十九年に強制をいたした、いわば、あのときの強制が再評価全体のシステムを表現しているのじゃない、手じまい的な、手じまい的な企業には、やはり少くとも中心的な大企業については、しつかりやらしてしまふといふふうな気分がやつたわけですね。そのときも、中小企業については、お話しのような経理能力、また個別事情が特にいろいろ多いといふようなことから強制しなかつた。それで、

今回も強制という議論もあり得るわけですから、中小企業にはいろいろ千差万別な実情があり、経理の能力その他の実情からいへば、強制よりも実際の世話で、なるべく漏れない、いふに、また実情でやりたくない、やれないといふのがあれば仕方ない、やれないかといふ気持で、決してけいやるなといふ気持では毛頭ないのでございまして、中小企業の実態から考へて、強制はしないと思へた次第でございます。

○中崎委員 第三次の強制について、失敗だ、行き過ぎだといふような実情がある。そして第三次の場合には、これで締めくくつたから強制したんだといふことでありますが、そういう考え方もわかる。あらゆる機械設備などの不均衡、非常に違つておるものを、一応一つの近代的な水準で評価し、測定し直すといふ考え方ですか、これはわかる。そういう考え方なら、今度、あるものはまだ残つてゐるし、あまり価格変動もないんだから、大体ここで一応のレベルに持つていくために、その延長としてやるべきが筋だと思ふ。私はものの筋を言うておるのであつて、この場合絶対やらなければならぬといふよりも、物事の筋として考へるがどうかといふことなのです。

○原政府委員 筋としては、強制論は一番すつぱりした議論だと思ひます。中小企業者といふものの全部を一律でやらすといふ線はあると思ひます。それととりませんでしたのは、先ほど申し上げたような実情から、またその筋で一律に理論的にやろうとしますと、いわゆる陳腐的なものについては、役

所側も、はっきりとこれは何割陳腐化しているというのを判定して、びしつとやらなければならぬということになりまして、実際問題として、なかなかやりにくいという便宜論も入って今回のような結論になった次第であります。

○中崎委員 どうもその理論は、あまりすつきりしませんが、これは一応この程度にします。

さて税率の問題であります。ただいまの原主税局長の答弁によりまして、四億六千万円程度見込まれると言われております。なるほど国家の金でありますから、一銭一毛といえども大事には違いないけれども、中小企業者には税金を払うことも容易でない者がある。中には相当な者もあるかもしれないが、相当な者にとってもやはり負担である、こういうのが、その実力の面から見て言えることだと思うのであります。

そこで前回の六%、この六%が、実質的には三・三%に当るんだとか、低いのは一・九五%に当るんだとか、いろいろなり方はあるにいたしまして、いずれにしても、中小企業者なるがゆえにという考えが特に今回は頭の中にあつて取り上げられておると思ふ。そうした経済力の実態等から見て、しかも国家的には強制しないにしても、大体において一國の設備を中心とするところの評価資産を基準とするものが一つのレベルにあつて、大体これの経済というものは、一つの見方の指導、施策の上における大きな役割を果すといふことも含めて、この際税金を取らないという考え方がいんじやないか。言いかえしますと、実際において

少々といひますか、再評価を現在のある価格に引き上げてやってみたら、実質的には何ら利益を受けていない、いわゆる公称の、表向きのノミナルな唱え方がそこにある。これは、場合によれば間接的に銀行からある程度の信用を受ける材料になることもあり得るかもしれない。もつとも銀行は、資産の内容を相当調べて評価をやるんだから、必ずしもそうではないけれども、まあ第三者へのある程度の信憑力が、資本あるいは内部の充実等が数字の上に出てくるから恩恵を受けるという程度のことである。大資本には租税負担の力があるから、そういう意味において、税率をある程度高くしても、また税金を取つてもいいけれども、中小企業者には、今回の特例に限つてそういうものを免除するんだという考え方もあり得るんじゃないかと思ひますが、この点いかがでしょうか。

○原政府委員 確かにそういう議論もかなりございます。また私もずっとこの法案を用意します間、いろいろとそういう御発言がございまして、それらを含んで、結論として二%ということにいたしましたわけでございます。なぜ二%でも取らなければならぬのかというところは、大きくまとめて申し上げます。一つには、やはり権衡論がございます。もう一つには、再評価で水増しをやられますと、税の方がめちゃくちゃになつてしまふという問題がございます。権衡論といひますのは、一次、二次、三次と再評価をやる、第一次、第二次は御案内の通り六%、三次に至りまして、強制が入つたのでだいぶ軽減いたしました。そういういたしまして、一次、二次、三次を含めまし

て計算いたしますと、法人の場合は、全体で減価償却資産の税率の平均は三・三%というふうなことになるっております。それとの権衡がある。もつと古く言ひますと、二十五年に再評価を始めたときには、昔からの金銭、債権とのバランス、あるいはその前における譲渡所得課税とのバランスというふうなものもあつたわけですね。やはりこれは、二十五年以来の一連の再評価の最後の一段でありますから、それらの関係も含めての権衡論が一つあるわけでございます。

もう一つの水増し再評価を防ぐといひますのは、資産の価格を自由に自由と言ふとなつてございまして、十倍にしてもよろしい、百倍にしてもよろしいといひますと、これは先生、御案内の通り償却額がずばつとふえていくわけですね。

〔委員長退席、平岡委員長代理着席〕

これが再評価のようにつつちりした基準でやるといふ場合には、それはそれで理屈があるわけでありまして、けれども、何分数の多い企業が再評価をする、その中には、実際に取得価格が一万円だったものを、十万円だったと言われる向きがないとも限らないわけですね。そういうふうなことをいひますと、今後の償却額が不当にふえてしまふ。これはもう非常にうまく合法的な格好をとつた、将来にわたる長い期間の脱税をやられる。その辺は税務としても、十分再評価の申告書を拜見して、正確にチェックしなければならぬわけですね。けれども、何せ非常に数の多い企業で、しかも一つの企業が一つの機械だけだといふのならまだなんですが、

何十も持っている、場合によっては、大企業だつたら何百、何千と持っている企業もあるわけでございます。そういうものについては、やはり再評価税というものがあつた程度の自動的な安全弁になるという面が、当初の再評価のときからいわれてとられていたわけでありました。

その二つの点を主にいたしまして、今回は中小企業であるから、先ほど申しましたように、今までの平均にすると三・三%というふうなことになるけれども、私ども実は御案内の通り原案は三%、あるいはもうちょっとかなあという議論もあつたわけでありました。法案作成の経過におきまして、ただいま中崎委員のおっしゃつたような議論がいろいろ出て、それらを全体調整いたしまして、二%という税率でお願いいたしているわけでありました。

○中崎委員 今局長が言われました例の水増し説であります。それでは、たとえばこの法律が実施される場合においても、水増しということが心配されないで、ただの税金を取るといふことだけを除いてそれでやる場合に、水増しだけがあるというふうになりますと、その実態がどうもわからないのであります。たとえば法律を変えて、片方は勝手に水増しをやら、やらずという制度ではない、内容はこれでいい、税金だけを取るといふことにした場合に、税務署が見ないというふうになれば別問題ですが、将来これでは水増しになつちやうて、今度は償却の場合において、国家が逆にそれだけ脱税されれば将来の欠陥になるというならば、十分に監視、監督をして、そ

うことのないようにする。それがまた、われわれが国税庁を離れて、政府の方へ期待する唯一の願ひといひますか、要求なのであります。そういうふうなやうていけば、今の問題は関係ないんじやないかと思ひのであります。が、どうでしょうか。

○原政府委員 二%税を取れば、水増しは全然ないかというお話になります。その危険はやはりあると思ひます。ただ、それだからどうしても同じじゃないかといひて、やめろと言われまして、一番水増しがひどいといふことになるわけで、どの程度かといふのは、なかなかちよつとお答えのしようもないのですが、やはり再評価の際に自動的な安全弁としてこういうものをやるというのには、外国の例に見まして、そういうような例がございまして、わが国としても、第一次以来そういう思想も含めてやつておるもので、それは、やはりそういう見地からもお考えいただく必要があるんじゃないか。先ほど申しましたように、当初からの分を加えますと、何十万という企業が再評価をやつておるということになると思ひます。しかもその再評価資産は、それにはまた何十倍あるいは何百倍するといふような非常に数の多い資産であります。それを税務官吏が一々チェックしてやるといふのはなかなかできない。やつぱりサンプル的なチェックになります。一方で安全弁はとりたいたい。一方は、お考えいたされたと思ひます。次第であります。

○中崎委員 そうしたようなもの考へ方からいひますと、たとえば将来の償却については、こうして税金を取つてやる場合には、相当償却率を高めていくといふのであります。一定の正

当な価格に評価されるという事は、国の全体から見ても一応これはあり得る。そうすれば、それに対し将来の償却は、その現実の資産に対して正当な償却をやらせればいいのであって、必ずしも償却率を、この法律で考えておると同じような率でなくちやならぬとも考えないのであります。これは一次、二次、三次についても同じことが言えるのではないかと考へておりますが、そうしたような考へ方を含めて税率の問題を——ことに中小企業者の場合でございます。実際担保力のあるものが非常に少い一般的な中小企業者の例から考へてみても、むしろそういうふうな措置が望ましいのではないかと考へておりますが、いかがでありますでしょうか。

○原政府委員 そういふ御意見もあると思ひます。ただその点につきましては、先ほど申しました公平論——公平論も第一段に再評価第一次、二次、三次、四次とあるその間の公平論でありまして、戦前からいろいろの資産を持っていたものの中には、御案内の通り金銭債権なんというのはいさひとい目に会ったわけでありまして、インフレーションで何百分の一になつちやうした。しかもそれが切り捨てられるというやうな場面も出て参つております。実物資産を持っておつた企業、これが再評価をして、貨幣価値の変動による損を税の面でも救つてもらへるというものは、非常に大きな恩典なんでございまして、ただいま両極端を申しましたが、その間にいろいろな種類の資産が入つて、大きな目で見ますと、かなりそこに問題があるわけでありまして、二十五

年当時、これは御案内の通り、戦後のインフレーションの狂瀾怒濤がやつと十五年でおさまつた、日本経済がやつと安定したかどうかというときで、そういう戦争の間、戦後を通じての貨幣価値の動揺についての各級の財産に対する扱いが、現在よりもはるかにいへば神経が鋭敏だった時代でありまして、やはりそういう他の財産との権衡を考へ、またそのときまでのいろいろな法人、個人の譲渡所得は、古い取得価格と新しい値上りした価格との差額を全部譲渡所得として加えておつたわけですから、そういうものとの権衡も議論されて、これはやはりある程度納めなければならぬというやうな議論があつたわけでありまして、お話しのような、時価で償却するのは当然だから、時価に評価するものについて税を取るのはいかぬという議論もあると思ひますが、ただいま申しました実態論から、その申しております。非常になにごさ

いですが、ただいまの御議論自体についても、税制本来の議論としては、私どもはその議論をいわれまして、今後税制は非常にやりにくいと思ひます。時価償却というのは、税でもあるのです。あるのですが、やはりその場合、現在の税制の建前は、評価増されれば、評価した分は、まずそのときに税を納めていただく、あとそのかわり償却はさせるということになるわけですから、これを、やはり税を納めずには時価償却というにいたしますと、おそれる税務は、もうこんとんとして収拾すべからざるやうなことになるんじゃないかというやうな感じがいたします。理屈としては、つばにあり得るのです。しかし、それは税ではなかなか

とり得ないというやうな点——少し余分なおしやべりをして恐縮であります。が、考へとしては、つばにあり得るが、なかなかできない。その上にこの再評価については、先ほど申した、戦前戦後を通じてのそういう面での公平論というものが強くそこにあるというのを申し上げて、御了承をいただきたいと思ひます。

○中崎委員 それではお尋ねしますが、税金をお取りになる場合、法人税でも個人所得税でもありますが、資産の査定をされる場合において、その査定の基準は、評価資産については、一体どういふふうにおとりになっておるか。ただ企業の帳簿に載つておるそのまゝの姿をお認めになつておるか、あるいは時価主義というのか、時価を一つの基準になつておるか、あるいは時価主義をある要素として取り上げておられるのか、そこらの点の、税法上の今日までとつてこられた建前を伺いたい。

○原政府委員 お話は減価償却のことでございますから、それに限つて申し上げますと、減価償却する資産につきましては、所得税、法人税の所得を計算いたします場合に、最初に、取得価格というものが幾らという事で、企業が帳簿に載つておるわけでありまして、それをもとにして、定額法または定率法で償却して参るといふことになりまして、実際問題として評価増をするという事はありません。実際に処分して値が出たという場合以外、増は実現しないと思ひます。評価減という事は、その資産が陳腐化したというやうな事由によつて評価減する場合には、特別な承認を受ければ、その承認によつてこれを認めるというやうな制度はありますが、原則としては、取得価格を定率法または定額法で償却して参るといふことになっております。企業の任意というわけには参らないと思ひます。

○中崎委員 これは、あるいはちよつと余談になるかも知れませんが、たとえば有価証券の売買とか取扱業とかいふやうな場合には、その取得価格が原価になつて査定されるものかどうか、これを伺います。

○原政府委員 有価証券売買業、証券業の場合の有価証券は、ただいま申し上げました減価償却資産ではなくて、いわば証券業にとつては商品なのであります。たなおろし資産的なものであります。従ひまして、たなおろし資産の評価方法というもので処理をいたすことになつております。これにつきましては、あと入れ先出しですとか、あるいは平均の取得価格とかいふやうな、いろいろな方法を二十五年以来設けて、それによれる。また取得価格だけでなく、時価というものも基準とするというやり方があるというやうな事になつております。かつ、それについては、御案内の価格変動準備金というやうなものがからまつて、かなり複雑な制度になつております。しかし、それぞれ納税者の実情に合った制度が選択し得るやうな幅の広い制度になつておるやうな次第であります。

○中崎委員 評価資産については、大体取得時の価格を一応基準にするという事であります。そしてまた、商品とかあるいは有価証券などを取り扱ふ業においては、この前には、例外はあつても、大体時価主義が一応標準と

かもしれないけれども、少くともこの前には、税法の中にそういう問題が配慮してあって、明らかに取り上げられておった。今回においてはこれがないわけであります。そうした点において、観念上の一つの食い違いがあるのではないかと思ひますが、この点の説明をお願いしたいと思ひます。

○原政府委員 固定資産税では、固定資産の時価を課税標準にして税率を適用することになっております。従いまして再評価資産につきましても、どこまでできておるかという問題はありませんが、建前は時価でやっておるといふ建前になっております。それで前回強制的なときは、三年間は据え置くといい特例が設けられておりました。が、今度はその三年が切れるのであります。三十三年度の一月一日は、固定資産税の新しい評価時期であります。そこでそろえて評価するといふようなこともありますが、そしてまた、今度の再評価は一三次の補完だから、三十三年度の一月にベースがそろえば、それ一つの公平なベースになるではないかといふような考えから、今回の再評価については据え置きのことを入れてないといふわけでありまして、それは、冒頭に申しました時価でやっているとすれば、そのはずがないという問題と若干矛盾するものであります。実際に地方団体によって、時価でやらないようなものがある場合に、そういうような問題が起ってくるわけですが、その問題、つまり固定資産税の課税標準を時価ベースで見るといふ建前と、減価償却資産の価格取得価格で見るといふ建前とは矛盾するんじゃないかといふ

お話であります。これは考えようでいろいろあるかと思ひます。ただ、先ほど申しましたように、減価償却の場合におきましては時価償却、これは理論としてはありますけれども、それを税務の上で認めて、ほんとうに公平な結果になるといふことについては、私もとても自信がございません。世界各国でも、そういうことをやっている国はないように承知いたしております。まあ、矛盾と言われますと、確かに矛盾でありますし、やり方が違つて言われますと、確かに違ひますが、固定資産税の方は、また別にそれぞれ各地方団体が評価をするといふような前提も入っておりますので、にわかにそれが矛盾かどうか、税の性質によつて違ひやり方があり得るのじゃないかといふふうに私も考える次第であります。

○中崎委員 私は先ほど政務次官にお尋ねしたのでありますが、中小企業者に対しては、大企業に對するよりも、あらゆる面において冷遇を食はせ過ぎる、この面においてもそうなんです。いわゆる大資本を大体的なものとこの第三次再評価までの場合においては、固定資産税は、再評価で上つても、上らない前の基準において、固定資産税の税率をかけるのだ、据え置きの、このいうことがはつきりしてゐる。今度の場合には、いわゆる中小企業者の再評価としてやられておるが、今度の場合に限つてそれをはずしてしまつて、高いところの固定資産税をかけるという結果になるのだが、これでもなおかつ中小企業者に対しては冷遇でないと云われるのかどうかといふことをお尋ねしたいのであります。

○足立政府委員 固定資産税の取扱ひ方につきましては、ただいま主税局長がお答え申し上げた通りでございます。が、一次、二次、あるいは三次再評価をやりました実上の地方自治体の扱ひ方が、建前は時価となつておりました。が、固一的に統一されておりました。これを救済するためにあつた特例を設けたといふふうに承知いたしております。が、最近、主税局長からもお答え申し上げた通り、この固定資産税の評価の仕方がだいたい統一されてきた、従つて、前にやりましたあつた特例措置をとることによつて、それほどの恩恵的な扱いにはならないといふふうに私は承知いたしておりますのでございまして、従いまして、政府でこの法案を作り上げます際に、この点につきましてもいろいろ議論があつたのでございまして、前回は御承知の通り、強制をいたしたものでございまして、今回は任意の処置としてやるといふ建前になっておりますので、その点も兼ね合せまして、また実情も考慮しまして、固定資産税についての特例は設けないといふことで原案を作成したような経過になつております。

○中崎委員 今回の場合が前のときほど恩恵的でないといふことは、中小企業者に対する場合においては、やはり十分の配慮が払われないといふことに通ずるんじゃないかといふことは私は申し上げたのであります。この点は本質の問題でないから、それ以上突っ込んだ議論をしなくてもいいと思ひます。

ところで現在地方庁の場合においては、ほとんど方針が徹底して、大体時価主義でやっていると云われておることですが、私たちが受け取つておることとは、その点にだいぶ食い違いがあるように思われるのであります。言いかえますと、ある部分については、時価主義といつても、非常に単純な、ひよつと見てもこれは時価主義とわかるようなところ、企業として、個人もしくは法人としても、まるっきり裏長屋みたいな、表から裏までかされるようなものが時価主義でやられてゐる。そして中小企業といつても相当大きい、なかなかわかりにくいようなもの、そういうような場合には、やっぱり帳簿価格が基準にされてゐるという事例をたくさん知つてゐる。で、あるから、もしそうであるならば、一つあなたの方から資料を出していただきた。ほんとうを言へば、もうそういう資料は十分に調査していただきたならぬはずだ。前とは違つた重要な権利義務、利益に関する大きな問題を扱つてゐるんだから、その後において一体どういふふうな運用になつておるかといふことを、統計的にも一つこの際はつきり示してもらへば、納得がいくものは納得がいくわけでありまして、

で、その点を一つ明らかにしていただきたいと思ひます。

○原政府委員 お話しのようなケースもまだあるかと思ひます。私も東京と京都と神奈川県につきまして若干の調べをいたして見ました。その結果は、減価償却資産の再評価税の対象としての評価は、全部最近の時価ベースになつておる。しかもその時価ベースは、第三次の再評価限度額よりもむしろ若干高いくらいの時価ベースになつておる。このことを発見しておる。東京、神奈川の例だけで全国を推測するのは危険であります。御案内の通り、東京、神奈川は市町村財政も割合に豊かなところで、貧しいところはいきますと、固定資産税についても、評価をいばいにやるだけでは足りなくて、税率についても、標準をこえた税率をとるところがあるというような事態でございますから、お話しのようなケースはまだあると思ひますけれども、そう多くはないだろう、特に一次、二次の時分に比べるといふん変つておるだろうということを今政務次官は言われたわけでございます。大へん資料が局限されたものでございまして、一応そういうデータが上つておるような次第でございます。

わば許可を得るといふ事か、一つの基準はあるのでありますが、それにしても実際の統計的なものは、僕は地方自治庁の方が直接持つておるのではないかとおもうのでありますが、そうすれば全国的な一つの公平な、われわれが信頼し得る資料が出るんじゃないかと思つておるんですが、そういう調査をされたかどうかをお聞きしておるわけでございます。

○中崎委員 私の知つた例では、やっぱり帳簿価格を基準にして、東京都あるいは神奈川県においても固定資産税を取つておる。だから、自治庁がどういふふうなところを資料としたのか、むしろ全国的な、そういう一つの意図を持たないで集めた資料があるんじゃないか、今そういうものを出すべきではないか、というの、自治庁は、できるだけ高く評価して地方財政の役に立たせたいという考えもある。で、むしろ冷静に公平に、そういう意図を持たないで出されるような資料、信頼されるような資料を集めて、それでやるならばいいのだけれども、時価主義をやつておるんだから、それでこれは前回の話とは違つておる。この時価主義というのは、二十九年以降のことではないか、前から時価主義でやることはやつておる、ある部分では、またそれよりも進んだ、多少ふやした時価主義ということも採用されておる。ところが、あるかもしないが、依然として帳簿価格を基準にして、たとえば国の税法、いわゆる法人税とかいろいろのものを基準にして一応出したところのバランスが、これが土台になつて課税されておるというのが実情だと私は思つておる。そういう意味において、私たちが現実に見ておるところと、だいたい認識の相違がある。この点はさらに調査して、この法律案の最後的な態度を決定する上においても、政府としてもう少し信頼できるというか、あつたならばこれならはわれわれ納得がいふというふうな資料を出して、それでいい限りは、これだけで簡単に、それでいいかといふ、中小企業者に対する不利益な、思いやりのない特例の措置には、なかなか賛成できないといふ考えでおる。であります。この点を一つ要望しておきたいと思ひます。

○原政府委員 実はただいま申し上げました数字は、自治庁にもお話しのような数字は、自治庁にございませんで、私どもだけでなくて、むしろ自治庁に御相談して、自治庁が中心になつて、東京、神奈川のある市、町といふようなところを調べたわけでございます。もう少し勉強しておかなければならぬという意味では、大へん資料が不十分で恐縮なものでございまして、けれども、この資料は、自治庁中心で調べられた資料であります。自治庁として、今この問題を判定いたしますための資料としては、これ以上切実なものがないというふうな状態で、自治庁は時価で評価をしないという通達を出しておられますので、全体それでやつておられるというふうな前々から言つておられたわけですが、近くを調べてみると、その通りになつておる。遠いところといふ事か、いなかの方は、むしろ固定資産税も標準超過課税までやるというふうなところもあるくらいだから、全国的にもそう大きくこの状態から變つておることはないだろうというふうなことを、これは私どもだけではなくて、共同で調査いたしました。そして、そういう一応の考え方、判断に立つておるような次第であります。

○中崎委員 まだいろいろ問題もありまして、今の問題も含めて、理事会などにおいてもいろいろ話し合ひをする。ことあるもので、打ち切りでなしに、私としては一応留保しておきます。

○平岡委員 長代理 中崎さんいいます。措置には、なかなか賛成できないといふ考えでおる。であります。この点を一つ要望しておきたいと思ひます。

○東條政府委員 一般の金融機関に対する指導監督というのに行き過ぎがあつてもありませんし、また怠慢があつてもならないといふことはお話し通りでございます。はなはだ微力でございますけれども、そういう考え方です。仕事をいたしておるつもりでございます。なお今後とも努力をいたさなければならぬと考えております。

○中崎委員 私の見た目では、これは国税庁の機関を通じて直接にお調べになつたあるほんの部分的な、また都合のいいといふ事か、そういうものだけではないかといふ気もするのであります。むしろ自治庁では、全国各市町村の資料を入念にとつておるんだ。大体において、どういふ基準でどういふふうになつておるのかといふことを、い

わば許可を得るといふ事か、一つの基準はあるのでありますが、それにしても実際の統計的なものは、僕は地方自治庁の方が直接持つておるのではないかとおもうのでありますが、そうすれば全国的な一つの公平な、われわれが信頼し得る資料が出るんじゃないかと思つておるんですが、そういう調査をされたかどうかをお聞きしておるわけでございます。

○中崎委員 私の知つた例では、やっぱり帳簿価格を基準にして、東京都あるいは神奈川県においても固定資産税を取つておる。だから、自治庁がどういふふうなところを資料としたのか、むしろ全国的な、そういう一つの意図を持たないで集めた資料があるんじゃないか、今そういうものを出すべきではないか、というの、自治庁は、できるだけ高く評価して地方財政の役に立たせたいという考えもある。で、むしろ冷静に公平に、そういう意図を持たないで出されるような資料、信頼されるような資料を集めて、それでやるならばいいのだけれども、時価主義をやつておるんだから、それでこれは前回の話とは違つておる。この時価主義というのは、二十九年以降のことではないか、前から時価主義でやることはやつておる、ある部分では、またそれよりも進んだ、多少ふやした時価主義ということも採用されておる。ところが、あるかもしないが、依然として帳簿価格を基準にして、たとえ

○平岡委員 長代理 中崎さんいいます。措置には、なかなか賛成できないといふ考えでおる。であります。この点を一つ要望しておきたいと思ひます。

○東條政府委員 一般の金融機関に対する指導監督というのに行き過ぎがあつてもありませんし、また怠慢があつてもならないといふことはお話し通りでございます。はなはだ微力でございますけれども、そういう考え方です。仕事をいたしておるつもりでございます。なお今後とも努力をいたさなければならぬと考えております。

○中崎委員 私の見た目では、これは国税庁の機関を通じて直接にお調べになつたあるほんの部分的な、また都合のいいといふ事か、そういうものだけではないかといふ気もするのであります。むしろ自治庁では、全国各市町村の資料を入念にとつておるんだ。大体において、どういふ基準でどういふふうになつておるのかといふことを、い

わば許可を得るといふ事か、一つの基準はあるのでありますが、それにしても実際の統計的なものは、僕は地方自治庁の方が直接持つておるのではないかとおもうのでありますが、そうすれば全国的な一つの公平な、われわれが信頼し得る資料が出るんじゃないかと思つておるんですが、そういう調査をされたかどうかをお聞きしておるわけでございます。

○中崎委員 私の知つた例では、やっぱり帳簿価格を基準にして、東京都あるいは神奈川県においても固定資産税を取つておる。だから、自治庁がどういふふうなところを資料としたのか、むしろ全国的な、そういう一つの意図を持たないで集めた資料があるんじゃないか、今そういうものを出すべきではないか、というの、自治庁は、できるだけ高く評価して地方財政の役に立たせたいという考えもある。で、むしろ冷静に公平に、そういう意図を持たないで出されるような資料、信頼されるような資料を集めて、それでやるならばいいのだけれども、時価主義をやつておるんだから、それでこれは前回の話とは違つておる。この時価主義というのは、二十九年以降のことではないか、前から時価主義でやることはやつておる、ある部分では、またそれよりも進んだ、多少ふやした時価主義ということも採用されておる。ところが、あるかもしないが、依然として帳簿価格を基準にして、たとえ

○平岡委員 長代理 中崎さんいいます。措置には、なかなか賛成できないといふ考えでおる。であります。この点を一つ要望しておきたいと思ひます。

○東條政府委員 一般の金融機関に対する指導監督というのに行き過ぎがあつてもありませんし、また怠慢があつてもならないといふことはお話し通りでございます。はなはだ微力でございますけれども、そういう考え方です。仕事をいたしておるつもりでございます。なお今後とも努力をいたさなければならぬと考えております。

もって、個々の場合に処していくはかなからう、こう考えております。

○横銭委員 きわめてりっぱな、かくあらねばならぬというお答えをいただいたわけですが、それでは具体的な問題についていきたいと思います。

九州の福岡銀行に、重役間の内紛及び従業員と重役陣との間をめぐって労働問題が現在発生しておるわけであり、それが福岡銀行におけるところの頭取と、それからまたその他の従業員の常務等との間に相当の見解の相違が出てきておる、しかも、これは従来の頭取がやめて、日銀からこれが入っていった、そこに原因を発生して、また労働問題が入り込んできたことが起つてきておる、この間については、今局長のりっぱな答弁があったので、そりうりうりなりっぱな答弁ならば、これははみごとに解決するであらうというのを信ずるので、その点についてはしばらく事態を見ることにしまして、次の労働問題について若干伺っていききたいと思ふのです。

銀行局としては、銀行の中に労働問題が発生した場合、一体どういうような考え方を持ってこれに臨んでおるか。その点銀行の経営者に対して、労働組合をぶつづけてやれというようなきわめて強硬な手段をもって指示を与えておるか、あるいはまたそこに発生してきたところの労働問題というものは、銀行の自主性において解決すべきものである、ただそこに善意の法規上の問題とか、あるいはまた銀行としての一般的な体面上の問題とか、そりうりうり点に対して示唆を与える程度にとどめておるか、その辺のところを一つ少し詳しく御見解を承わりたい。

○東條政府委員 銀行は、申し上げるまでもなく信用というものを看板と申しますか、生命と申しますか、非常に大切に考えなければならぬ企業体でございますので、私の立場を率直に申し上げますと、あまり個々の特定の名前をあげて御説明することは、なるべく差し控えていただきたい、こう思ふますので、横銭委員におかれましては、どうかその辺のところは御了承賜わりたいと存じます。

そこで、銀行につきまして労使双方の間が円満に行かないというやうな事態が起りました場合におきまして、大蔵省が、先ほどお言葉のございましたやうに、組合運動に対する無理難題な一方的な態度をもって臨むというやうなことはもちろんございせん。やはりこれは、銀行経営に當つておる責任者の自主的な判断に基きまして、そのときそのときの労使双方に起つておるべき問題をどういふふうに解決するかと適當であるかという、正確または責任のある判断のもとに、問題の事柄につきましては、労使双方の間でどこまでも自主的に話し合いが行われ、解決すべきである、こう思ふます。ただ先ほども申し上げましたやうに、金融機関の公共性、あるいは経営の健全性という一つの要請がございすので、さやうな解決の話し合いを自主的に進める場合に当りましては、そりうりうり金融機関の特殊性というのを労使双方において十分認識の上で話し合いが行われるということを、銀行局といたしまして要請をいたします、これは当然の立場であらうと存じます。

○横銭委員 今の公共性、健全性を認識してこれを行ふということは、これは当然なことであらうと思ふのであります。またそりうりでなかつたならば、監督者としての責任を果し得ないし、銀行事業としての信頼感というものが高まつてこない、こう考えるのであります。その限りにおいてはその通りなことが、その公共性、健全性ということに名をかりて、それ以上に突つ込んでいくというやうなことはなさらないか。表面は一応公共性である、あるいは健全性である、まあきわめていい看板を出しておいて、個々の内面においては、お前のところはこんなことをやっておるからだめじゃないか、こんなことでベース・アップをやつておつてはだめじゃないかとか、かなり露骨なことはやつておられませんか。

○東條政府委員 どうも私もちよつとお話に理解に苦しむ点があります。が、たとへば銀行の経営の問題でございす、全体的には経営の収支率といふ一つの目安といふものがあるわけでございます。またいろいろな金融機関を比較いたしました場合に、当然その銀行の資金コストという問題があるわけでありす。そりうりうり場合において、何も労使の間の問題が起つたといふのではありせん、そりうりうり場合に限定するわけでありせんが、指導監督に當るわれわれといたしましては、お前のところの経営収支率は、目標に比べてまだ高いじゃないか、あるいはほかの金融機関に比べて、資金コストの面において遺憾な点があるじゃないか、その原因がこりうりうりところにあるじゃないかといふやうな、具体的な数字にわたつての指導はいたすわけでありす。けれども、労使間の紛争が起りましたときに、そりうりうりベー

ス・アップは絶対やつてはならぬとか、給手の引き上げはまかりならぬとか、そりうりうり突つ込み方というか、そりうりうり角度からのもの言ひ方はしてない。しかし前段申しました経理の問題は、具体的な計数の問題でありす。すから、そりうりうり指導は、収支率の問題であるとか、経営の問題であるとか、人件費のコストの問題であるとか、そりうりうり計数にわたつての指導監督は、當日ごろ私どもの方は注意しておるというのを申し上げたいと思ふます。

○横銭委員 今の福岡銀行でもめている点は御存じだと思ふますが、これは、大体期末手当を一〇〇%要求しておる。それから家族手当その他についての若干の引き上げといふやうなことが中心になつておる。期末手当の一〇〇%に対しては八〇%の銀行側の回答があつた、組合はこれに対してなお不満である。それに対して銀行側では、パーセントではなく約一千万円を出す、これは率でいくと大体九六、七%になるやうであります、この一千万円を最後に出すのに當つて、銀行側ではこりうりうりやうなことを述べておる、大蔵省の了解を得たものではなく、今後その了解を得てから実行可能となるものであります、こりうりうりやうなことを言つておるわけですが、これは、単に銀行側、経営者の独断で大蔵省といふものを持ち出したものであるか、あるいはまた事前に、そりうりうりやうな一千万円などという金は出してはいけぬといふことで、強くあなたの方で押えておつたものか、どちらであるか、判断のつきかねる点があるわけですが、そ

で、この辺の具体的な事情について少し述べていただきたいと思ふます。

○東條政府委員 福岡銀行は、御承知のやうに、地方銀行の中でも、資金繰りからいたしますと、きわめて上位に位置しておる銀行でございますが、同じ程度の資金量を持つておるならば、経営の収支率でも、あるいは経費のコストでも、改善の余地が相当あるのではなからうかといふやうに実は見受けられるやうな実情でございますので、それらの経営の収支率、あるいは資金のコストの改善、引き下げという点に努力をしてもらうやうに、かねがね要望いたしておる次第であります。何も最近特に銀行側に対してそりうりうり要請を強くしておるということではございせん。そりうりうりことでございすので、経営者側において話し合いをいたしまして、一つの案を得ました場合に、当然収支率ないし経費コストに影響のある問題でございすので、かねて大蔵省からそれらの改善には注意をいたしておる点もあつたので、増高を来たす面については了解を得たいといふ趣旨であつたらうと私は想像いたします。

○横銭委員 それは、福岡銀行の内容は、大体預金量も五百億を上回つておる。しかしながら、県下に相当の中小炭鉱地帯をかかえておるので、それらの点が、いわゆる第四分類に属するものが若干程度あるといふことは、局長が知つておられる通りなんです。その面に関する限りはそりうりやうなのだが、しかし、これは地方銀行としてはきわめて大銀行である。銀行の中でも上位にあるところのこの銀行において、この程度の賃金やこの程度の待遇問題とい

ふ、この辺の具体的な事情について少し述べていただきたいと思ふます。

のは、その経営の基礎をゆるがすような大問題でもなからうと一般的には考えられるわけなんです。そこで、局長の方では、コスト引き下げについての要望をかねがねやっておるというところは、これは善意の指示として当然であらうと思ふのです。しかし、それは具体的にこのように資金の要望に応ずべきか、あるいは否ではなないのか、そういうふうな点での話し合いは受けなかったか、いわゆる今の一千万円を支出するというところについて、これは出してはいけないということとをあなたの方で強く具体的な数字で言ったことはないのかどうか、この点についてもう一回……

○東條政府委員 先ほど申し上げておりますように、この銀行につきましては、資金量は膨大であります。経営のコストの面におきまして、相当改善の余地があるという見解のもとに、注意をいたして参つておるわけでありま。つまり横銀委員の仰せのように、資金量あるいは貸出内容の問題とは別に、コストの問題が一つの問題であるという点を、ちよつと念のため申し上げておきたいと思ひます。

そこで経営者と職員側との間で話し合いが一応ついたという結果に基づきまして、経営責任者が上京して参りました。そこで話し合いの結果、一千万円を一時金として出したいというお話でありましたので、それは、経営の全責任を負つておる頭取が、組合との話し合いの結果をせよというということであるならば、適当であらうという趣旨の返事をいたしました。

○横銀委員 それでは、このときには、もうすでに大蔵省の方としては了解を与えておたわけですね。

○東條政府委員 このときはという御趣旨がわかりませんが、組合と大体こういうことに話がつきそうだと、ついても、コストに相当の影響はあるけれども、頭取としては出したい、こういうお話でありましたので、経営の全責任を持つておる頭取がそういう御見解であるならばけっこうであらう、こう申したので。

○横銀委員 この条件のときに、あなたの方では、それでは一千万円は出しでもいいたる。しかし、それならば従業員組合が闘争態勢を組んでおるか、それ、その闘争委員会を解散しろ、それからその間に会合を持った場合には、貸金カッターを実施しろ、そういうような二点、貸金カッターをすることと闘争委員会の解散というその二つを条件として支給をしろというふうな条件をつけたことはありますか。

○東條政府委員 私が頭取から聞きまして、一千万円を出せば経営者と組合との間で完全に話がつかう、つまり経営者の出しておる条件は、全部組合側で充足してもらつたというところが話の内容でございまして、その通りに実は了解いたしております。従つて一千万円出せば、これは経営者側と組合との間で問題も完全に話し合ひもつて解決する、そういうことを確信いたしまして、けっこうだろ、こう申したわけでございます。

○横銀委員 さらに伺いますが、組合がもしもその問題で解決がつかずにストライキに入つた場合、銀行はその対策として、現在の福岡銀行は解散する、そこで第二銀行を設立する。その第二銀行を設立するに当つては、組合の好ましからざる幹部はこれを首切つ

てしまふ、そして第二銀行でやつていくんだ、それは大蔵省とも十分打ち合せてある、こういうふうにとれる発言をしておるのですが、この点に關しては、あなたの方で御相談にあずかつておられますか。

○東條政府委員 私は、むしろ横銀委員にお願ひしたいのであります。が、とにかく現にりっぱに営業をいたして、おられます金融機関でありまして、それが何か解散をするとか、あるいはどうかというふうなことは、実はわれわれ全然予想もせず、そういうことを口にするに、私どもは金融機関の信用に影響するのではなからうかというふうな……あるいは臆病とお笑ひになるかも知れませんが、そういうような考え方を実はこの金融機関の問題についてはいたしております。従ひまして、今の仰せのごときは、実は私といたしましてはほんとうに意外に存じます。

○横銀委員 それでは、今の点は、冗談であつたというように私ども承わつておきたいと思ひます。

そこで問題は、こういうような点でこじれておりますが、当局が監督をされる場合には、労働問題に關しては、労働省があることだし、おのずからそれ以上に対しては入つてはならないという一線について、やはり十分研究をすべきであらう。それからまた経営者が、必要以上に、大蔵省がこう言うんだ——あなたを悪い者にすると、これは、銀行の経営者にとつてはきつめて便宜のかもしれないが、あなた自身だつて、そう悪い顔ばかりに使われるのもよくないだらうと思ふ。そういう意味において、こういうふうに使われていることに對しては、やはり一応

現実になつておるのだから、この点についてやはり何らか考慮される必要があらう。またこの問題に關しては、単に労使間の問題だけでなく、重役間に相當のあつてきがある。その問題と同時に、また労使問題が起つておる。これでは大銀行といへどもなかなかうまくいかないであらうというふうな、遠くからまた見ることができるので。従つて、あまりこの銀行に對して銀行局長が干渉することは好ましくないが、こういうような事態の場合には適當な示唆を与えて、解決を促進させる必要があるのではないか。こういうふうな考えののだが、この点についていかがですか。

○東條政府委員 冒頭に申し上げましたように、金融機関の公共性、それから健全経営という観点を十分尊重しつつ、しかし私どもは、そういう問題につきましては、経営者の自主的な判断、責任において労使双方の話し合いが円満に行われて解決せられますように指導いたして参りたいと思ひます。はなはだ行き届かない点がございまして、またあるいは行き過ぎでないかというふうなおしかりをちよつとたいしてありますが、今後とも御注意のようにな線に沿ひまして努力いたして参りたいと思ひます。

○横銀委員 今の点を御要望申し上げまして、善処をお願いしておきます。

○平岡委員長代理 次に、臨時受託調査特別会計法案を議題として質疑を続行いたします。質疑はありますせんか。——別に質疑もないようでありま

すが、御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○平岡委員長代理 御異議なしと認めます。よつて本法律案に対する質疑は終了いたしました。討論の通告がありますので、これを許します。横銀君。

○横銀委員 臨時受託調査特別会計法案に對し、私は日本社会党を代表して反対の討論をいたさんとするものであります。

そもそも本法案は、アメリカの資金によつて二隻の駆逐艦を作り、竣工後これをもらひ受けることによつて海上自衛力の強化と、域外発注によつて防衛産業の発達をはからうとする二つの点に重点があるわけでありま。今日われわれは、軍備を持つことが日本の憲法に違反する明確な事実であることとをこれまで機会あるごとに指摘して参りました。政府は、アメリカと結んだ平和条約、行政協定、MSA等に縛られ、自衛力であつて戦力ではないと強弁し、逐年増強をはかつて軍備再現をはかつておるのではありません。もしほんとに言うがごとく、自衛のために武装するのであるならば、それは日本の財政をもつて行うべきであつて、アメリカの財政をもつて日本を守らうとするのは、植民地思想に毒された考え方であり、このこと自体ナンセンスであります。それは日本の自衛ではななくて、アメリカの極東権益を守るためのものであり、日本の独立を抑圧制限するところの政策の一環に使われるものとしか考えられま。アメリカの考え方、極東政策が軍事対策重点主義であり、その遂行はきつめて冷酷なものがあることは、砂川を初めてする軍事基地問題、ないしは沖繩における人道を無視した軍政が伝えられてお

臨時受託調達特別会計法案（内閣提出）に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

り、日本の自由と独立、平和のためにはなほだしくゆがめられているとしか考えられません。この駆逐艦建造は、さらにこれに拍車をかけるものであり、アメリカの金による自衛力増強をねらったこの法案に対しては、反対をする次第であります。

○平岡委員長代理 これにて討論は終了いたしました。

これより本法律案について採決いたします。本法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○平岡委員長代理 起立多数。よつて、本法律案は原案の通り可決いたしました。

この際お語りいたします。ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成、提出手続等につきましては、先例により委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○平岡委員長代理 御異議なしと認めます。よつて、さように決しました。

本日はこの程度にとどめ、明日は午前十時より理事会を開き、理事会散会後委員会を開会いたしますこととし、これにて散会いたします。

午後一時九分散会

〔参照〕

関税法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

国の特定の支払金に係る返還金債権の管理の特例等に関する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

昭和三十二年四月二十五日印刷

昭和三十二年四月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局